



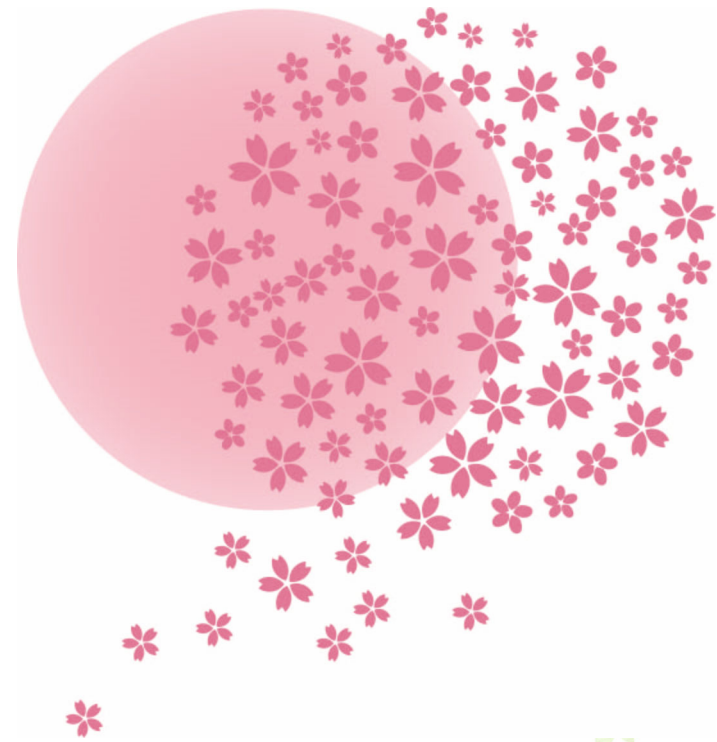
第5次さくら市男女共同参画計画

【さくら市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画】

【さくら市女性の職業生活における活躍についての推進計画】

【さくら市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画】

令和6(2024)年度～令和10(2028)年度



令和6年3月

さくら市





さくら市男女共同参画都市宣言

私たちさくら市民は

時代を超え 世代と性別の違いを超え

すべての人が心豊かに生活でき

すべての人が互いを尊重し

すべての人が生き生きと活躍できる

さくら市を

未来にわたって創るため

ここに「男女共同参画都市」を宣言します

平成 29 年 2 月



はじめに

さくら市長 花塚 隆志

人口減少、少子化、超高齢化、核家族化、ICT化など、私たちを取り巻く環境は大きく変化しており、このような変化を背景として、個人のライフスタイルや価値観も様変わりしてきています。

男女共同参画の観点から社会情勢をみますと、SDGsに掲げる「ゴール5：ジェンダー平等を実現しよう」に向けた取組の推進、女性をめぐる課題（生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻などコロナ禍により顕在化）への対応、女性の視点からの災害対応の推進、男女がともに、ライフイベントとキャリア形成を両立できる柔軟な働き方の推進など、様々な取組が進められています。

このような取組を進めていくにあたっては、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）を解消し、行動変容を促していくことが重要となります。本市においても家庭や地域、企業等、社会構造における固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取組を推進します。

また、2023年6月25日に開催されたG7栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合では、「コロナ禍での教訓を生かす」及び「女性の経済的自立」をテーマに閣僚級のセッションが開催され、成果文書として共同声明（日光声明）が取りまとめられました。

「日光声明」では、進むべき道として、「完全なジェンダー平等を達成するために努力する」、「あらゆる多様性を持つ女性と女兒をさらにエンパワーすることにコミットする」、「全ての女性、女兒、LGBTQIA+の人々の人権と尊厳が完全に尊重され、促進され、保護される社会の実現に向けた努力を継続する」、「ジェンダー平等に対するバックラッシュと戦うことにコミットする」ことが記載されており、本市においても「日光声明」を尊重し、取組を進めます。

結びに、この計画策定にあたり、ご尽力いただきましたさくら市男女共同参画推進委員会の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆様、関係者の皆様に心から厚くお礼申し上げます。

令和6年3月

目次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の性格と位置付け	1
3	計画策定の体制	2
4	計画の期間	2
5	「SDGs」と本計画との関係	2
第2章	国・県の動向	3
第3章	男女共同参画に関する本市の現状	5
1	人口の動向	5
2	結婚や出産の状況	7
3	就業の状況	9
4	婦人相談の状況	11
5	防災分野における男女共同参画	13
6	第4次計画の主な成果と課題	14
7	男女共同参画に関する住民意識調査	20
8	計画の進捗状況	34
第4章	計画の基本的な方向性	35
1	基本理念	35
2	基本目標	36
3	計画の体系	38
第5章	計画の内容	40
	基本目標1 個性を認め合い、人権が尊重されるまち	40
	基本目標2 誰もが働きやすいまち	43
	基本目標3 性別役割分業の壁をなくす	45
	基本目標4 男女共同参画の視点によるコミュニティづくり	46
	基本目標5 生涯を通じた男女の健康支援	47
	基本目標6 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶	48
	基本目標7 平常時から男女共同参画の視点で「もしも」を考える	50

第6章 計画の推進.....	51
1 計画の推進体制・進行管理.....	51
2 計画の管理指標.....	52
資料編.....	53
1 「日光声明」.....	53
2 第5次さくら市男女共同参画計画策定経過.....	61
3 さくら市男女共同参画計画策定委員名簿.....	61

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

本市では、平成 18（2006）年に『さくら市男女共同参画計画』を策定し、以降、社会の変遷とともに計画の改定を重ね、男女共同参画社会の実現に向け取り組んできました。

平成 29（2017）年2月には、さくら市男女共同参画都市を宣言し、市としての意識の醸成や普及啓発の新たな段階へと着実に歩みを進めてきました。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識や社会通念・慣習が根強く残っており、様々な分野において女性の活躍推進・男女の家庭参画促進等がなかなか進まない状況にあります。また、配偶者やパートナーからの暴力被害（DV）の増加への対応、困難な問題を抱える女性への支援や多様な性への対応が必要となっています。

このような動向を踏まえ、男女が個性と能力を十分に発揮しあらゆる分野に同等に参画できる男女共同参画社会の実現に向けた取組をより一層推進するための計画として「第5次さくら市男女共同参画計画」を策定するものです。

2 計画の性格と位置付け

本計画は、「男女共同参画社会基本法」の第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置づけます。

また、本計画は「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の第8条第3項に基づく「市町村基本計画」であり、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）の第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」を含むとともに「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）第6条第2項に基づく「市町村推進計画」を含みます。

本計画は、本市の最上位計画である「第2次さくら市総合計画」の個別計画であるとともに、国の「第5次男女共同参画基本計画」、県の「とちぎ男女共同参画プラン（5期計画）」等との整合を図りながら策定するものです。

3 計画策定の体制

- さくら市まちづくり市民アンケートより市民の意識を確認
- さくら市男女共同参画推進委員会による計画の検討
- 市民意見公募（パブリック・コメント）

4 計画の期間

令和6（2024）年度から令和 10（2028）年度までの5年間とします。なお、新たな課題や環境の変化にも対応できるように、計画の期間中であっても、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度	令和 9 (2027) 年度	令和 10 (2028) 年度
さくら市	第4次さくら市 男女共同 参画計画	第5次さくら市男女共同参画計画				
栃木県	とちぎ男女共同参画プラン (5期計画)					
国	第5次男女共同参画基本計画					

5 「SDGs」と本計画との関係



持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、平成 27（2015）年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル※なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。本計画においても SDGs の視点を取り入れ、「誰一人取り残さない」社会の構築を推進します。

※ユニバーサル：「すべてに共通の」「普遍的な」という意味。

第2章 国・県の動向

【国の動向】

女性活躍推進法の改正【令和元（2019）年】

「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出」及び「女性活躍推進に関する情報公表」の義務付けの対象が「常時雇用する労働者が301人以上の事業主」でありましたが、令和4年4月から「常時雇用する労働者が101人以上の事業主」に拡大されました。

DV防止法の改正【令和元（2019）年】

DVと児童虐待が重複して発生している事案を受け、DV被害者の保護にあたり、相互に連携・協力すべき機関として児童相談所が明確化されるとともに、保護対象である「被害者」に同伴する家族も含まれることとされました。

男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン【令和2（2020）年】

災害対応における様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違い等が配慮されないといった課題を踏まえ、地方公共団体が災害対応に当たって取り組むべき事項をまとめたガイドラインが作成されました。

性犯罪・性暴力対策の強化の方針【令和2（2020）年】

令和2年度から令和4年度までの3年間を「集中強化期間」として、被害者支援の充実、加害者対策、教育・啓発の強化に取り組むこととされました。令和5年度から令和7年度までの3年間を「更なる集中強化期間」としています。

第5次男女共同参画基本計画【令和2（2020）年】

①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会 ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会 ③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会 ④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会 の4つの視点を加え、目指すべき社会として提示し、男女共同参画社会の形成を図るため、「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定【令和4（2022）年】

性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、人権が尊重され、安心して自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が公布されました。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）の改正 【令和5（2023）年】

DV対策強化のため、保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化、基本方針・都道府県基本計画の記載事項の拡充、協議会の法定化等が規定されました。

【栃木県の動向】

とちぎ女性活躍応援団の設立【平成28（2016）年】

「女性がいきいきと活躍できる“とちぎ”」の実現のため、企業、団体、市町等のあらゆる機関が連携して働き方改革や女性の活躍を推進し、職場・家庭・地域等のあらゆる場面で女性が活躍しやすい環境の整備に取り組むとしています。

とちぎ男女共同参画プラン（5期計画）【令和3（2021）年】

「男女共同参画推進に向けた意識変革」、「男女がともにあらゆる分野の活動に参加する機会の確保」、「性に関するあらゆる暴力の根絶と様々な困難を抱える女性への支援」を視点とした令和3年度から令和7年度までのプランが策定されました。

栃木県女性の職業生活における活躍の推進に関する計画【令和3（2021）年】

女性活躍推進法に基づき、女性の職業生活における活躍を推進するための支援、職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に取り組むこととされました。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第4次改訂版） 【令和4（2022）年】

「DVを許さない社会づくりの推進」、「DV被害者支援対策の充実」、「DV対策の推進体制の充実」に取り組むこととされました。

とちぎパートナーシップ宣誓制度【令和4（2022）年】

性的指向や性自認にかかわらず、誰もが自分らしく生きることのできる社会の実現のため導入され、人生のパートナーとして互いに協力して継続的に生活を共にすることを宣誓した方々に県が宣誓書受領カード等を交付しています。宣誓カードの提示により性的マイノリティの方々へ県内市町等が提供するサービス利用が可能となりました。

とも家事の日の制定【令和5（2023）年】

「少子化対策緊急プロジェクト」において目指すべき姿の1つとした「理想のとも育き・とも育ての実現」に向け、とも家事の推進・定着を図るため、11月22日を栃木県独自の「とも家事の日」と制定しました。

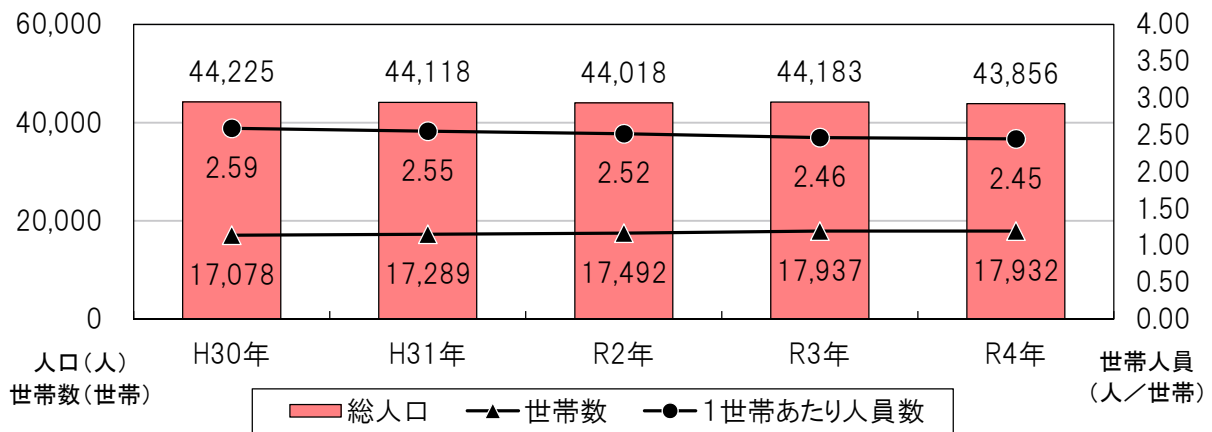
第3章 男女共同参画に関する本市の現状

1 人口の動向

本市の人口推移を見ると、減少傾向となっています。世帯数は平成30年から令和3年にかけては増加傾向となっていますが、令和3年から令和4年ではほぼ横ばいとなっています。1世帯あたりの人員は、減少傾向にあります。

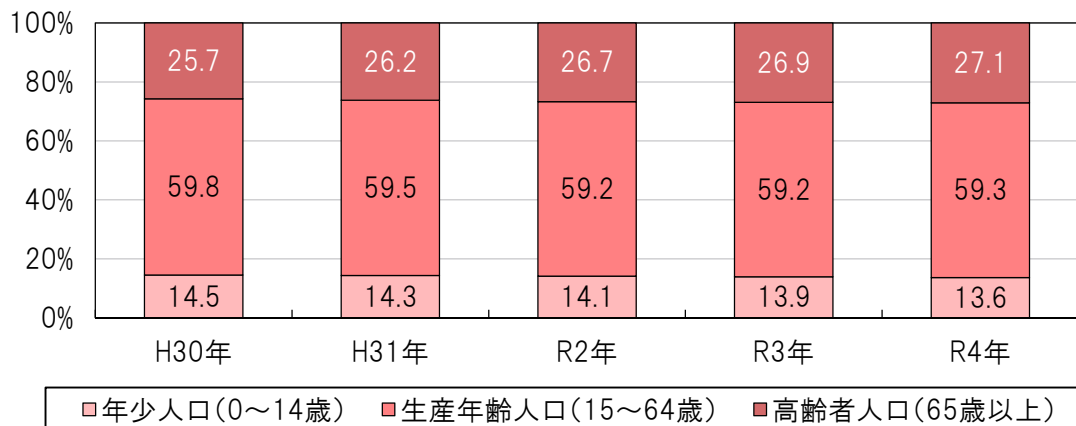
次に、年齢3区分別人口割合の推移を見ると、65歳以上の高齢者人口は増加傾向となり、14歳以下の年少人口、15歳～64歳の生産年齢人口では減少傾向が見られます。令和4年の構成比では、年少人口が13.6%、生産年齢人口は59.3%、高齢者人口は27.1%となっています。

【総人口、世帯数の推移】



資料：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

【年齢3区分別人口構成比】

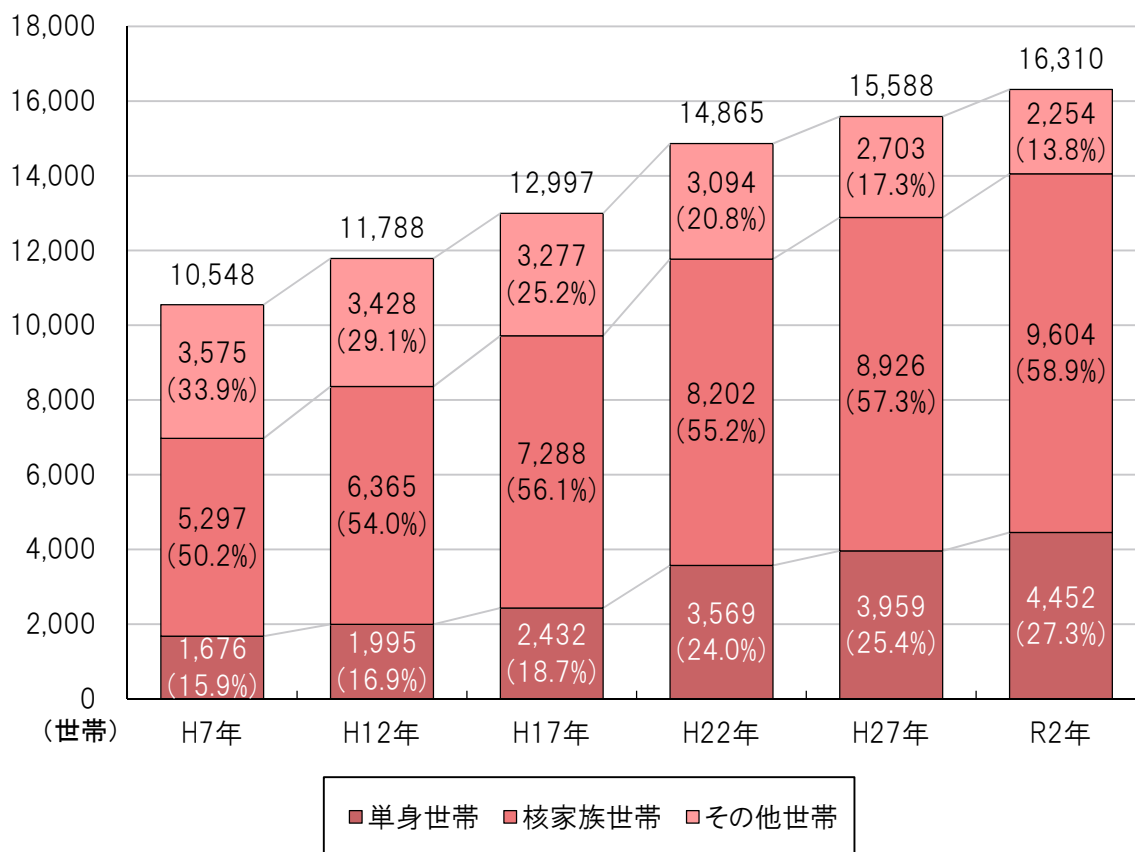


資料：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）※外国人を除く

本市における世帯数は増加しており令和2年では 16,310 世帯と平成7年から 5,762 世帯増加しました。

世帯の家族類型は、単身世帯と核家族世帯が年々増加している一方、その他の世帯が減少しています。

【家族類型の推移】



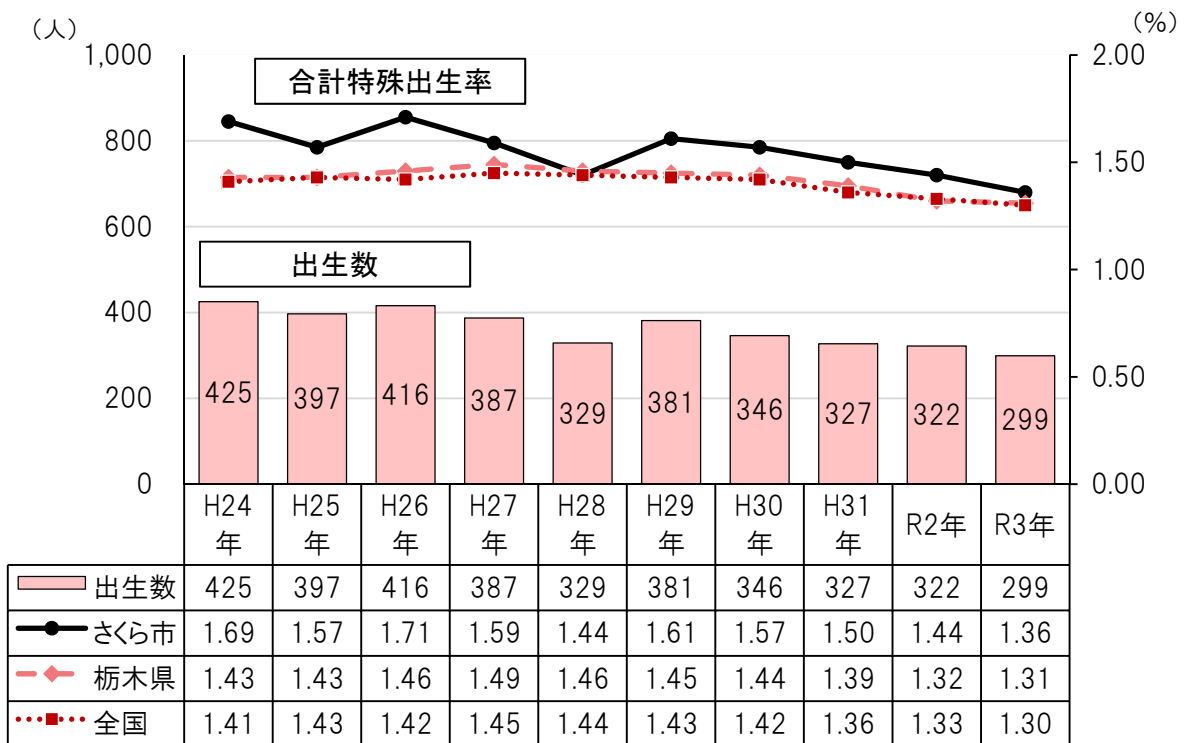
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

2 結婚や出産の状況

本市の出生数は、近年では、平成29年の381名をピークに減少傾向となっています。合計特殊出生率についても減少傾向となっていますが、全国や栃木県に比べると上回っています。

第2次さくら市総合計画における人口将来展望の実現のための仮定値（目標値）は、令和2年で1.70でしたが、実績値が1.44と下回っています。

【出生数と合計特殊出生率】



資料：栃木県保健統計年報

〈人口将来展望の実現のための仮定値〉

◆合計特殊出生率

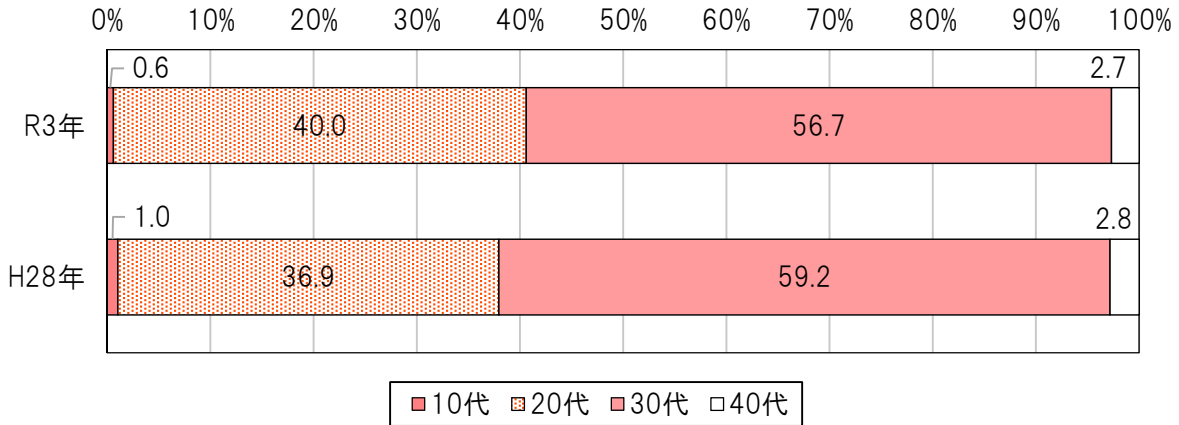
平成27年 (実績)	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年 以降
1.59	1.70	1.78	1.85	1.93	2.00

資料：第2次さくら市総合計画

※合計特殊出生率：「一人の女性が生涯、何人の子どもを産むのかを推計したもの」で、出生率計算の際の分母の人口数を、出産可能年齢（15～49歳）の女性に限定し、各年齢の出生率を足し合わせて計算したもの。

母親の年齢階級別出生割合については、30代以上の出産が平成28年では62.0%、令和3年では59.4%と同程度となっています。

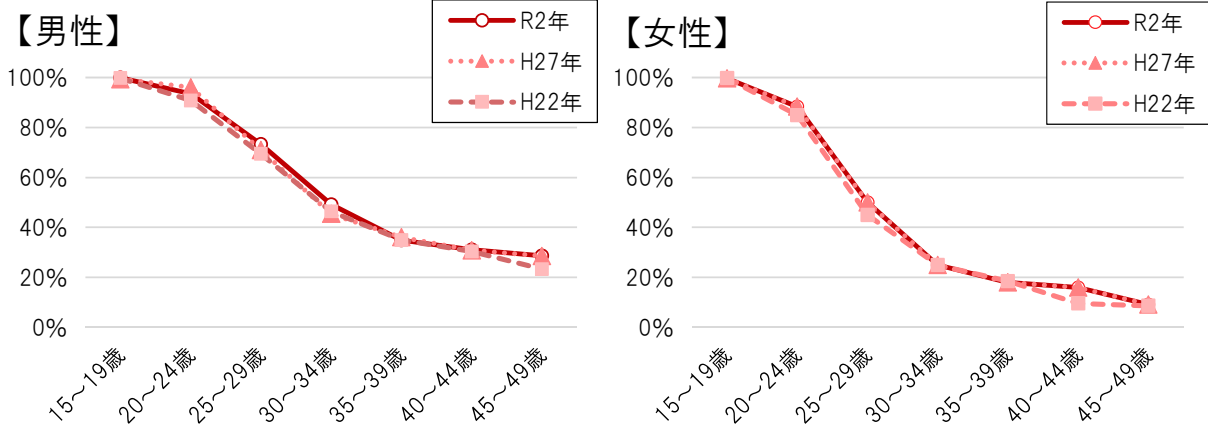
【妊娠届出時年齢】



資料：令和3年度 さくら市保健事業実績報告書

本市の年齢階級別未婚率は、男女とも平成22年、平成27年に比べて高くなっています。女性では、特に25～34歳、45～49歳で未婚率が上昇しています。

【年齢階級別未婚率】



		15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
男性	R2年	99.9%	93.5%	73.2%	49.1%	35.0%	31.1%	28.7%
	H27年	99.3%	96.0%	70.9%	45.4%	36.0%	30.9%	28.6%
	H22年	99.7%	90.8%	69.4%	46.4%	34.9%	30.4%	23.3%
女性	R2年	99.7%	87.4%	55.2%	27.8%	16.5%	15.2%	14.3%
	H27年	99.7%	88.3%	50.1%	24.9%	18.0%	15.9%	9.2%
	H22年	99.7%	84.9%	45.0%	24.9%	18.5%	9.6%	8.6%

資料：国勢調査

※未婚：まだ結婚したことがない人。

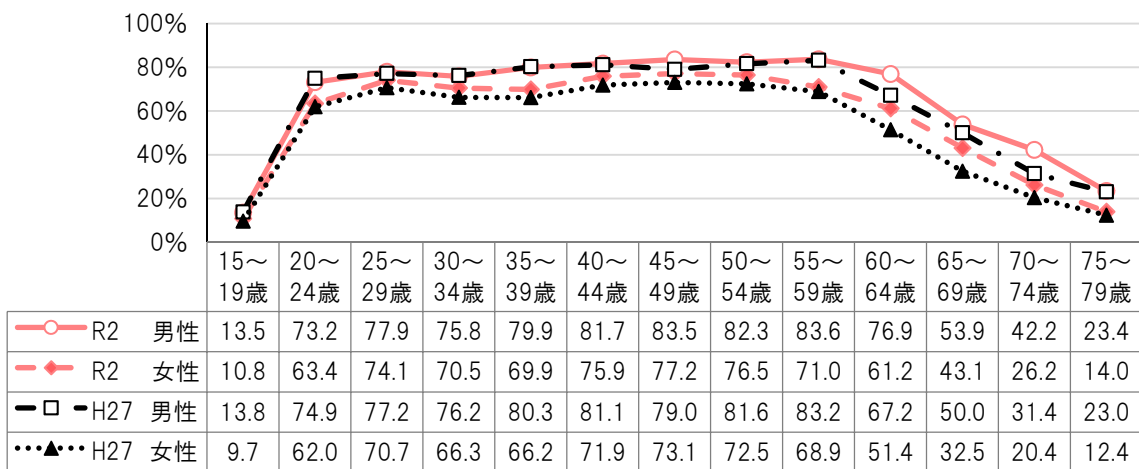
※比率は、小数点以下第2位を四捨五入しています。このため比率が0.05未満の場合には0.0と表記しています。また、合計が100.0%とならないこともあります。

3 就業の状況

本市の年代別就業率[※]は、平成 27 年に比べて男性は同様の傾向となっていますが、女性は高くなっています。また、男女とも 60 歳以上で就業率が大きく上昇しています。

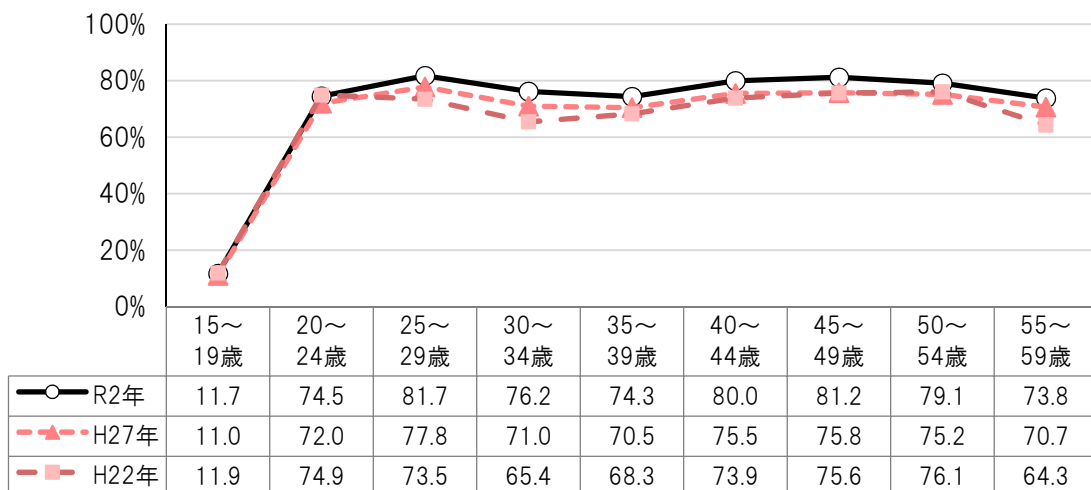
女性の年齢別労働力率[※]を見ると、出産・育児期に落ち込み、再び増加する M 字カーブを描いていますが、平成 22 年に比べ令和 2 年では上昇し、近年では M 字カーブは緩やかになっています。

【男女の年代別就業率】



資料：国勢調査

【年齢階級別労働力率（女性）】



資料：国勢調査

※就業率：15歳以上人口に占める就業者（従業者と休業者を合わせたもの）の割合で完全失業者を含めない。

※労働力率：15歳以上人口に占める労働力人口の割合で完全失業者[※]を含める（アルバイトをしている学生やパートで働いている主夫・主婦も含まれる）。

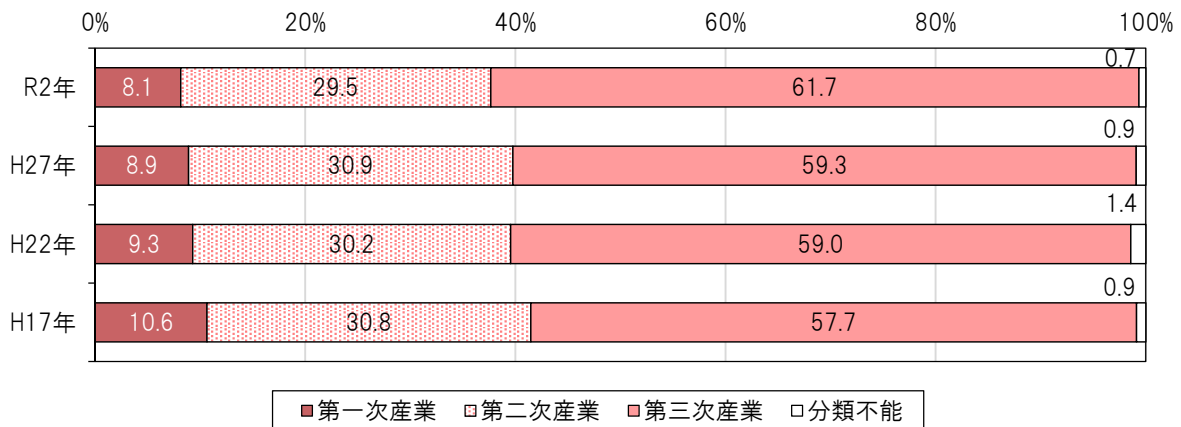
※完全失業者：1) 仕事がなく調査期間中に少しも仕事をしなかった。（就業者ではない） 2) 仕事があればすぐ就くことができる。 3) 調査期間中に、仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた。（過去の求職活動の結果を待っている場合を含む） 3つの条件を満たす者のこと。

本市の15歳以上の産業別就業人口は、平成17年から令和2年にかけて、第一次産業及び第二次産業は減少傾向にあり、第三次産業は増加しています。

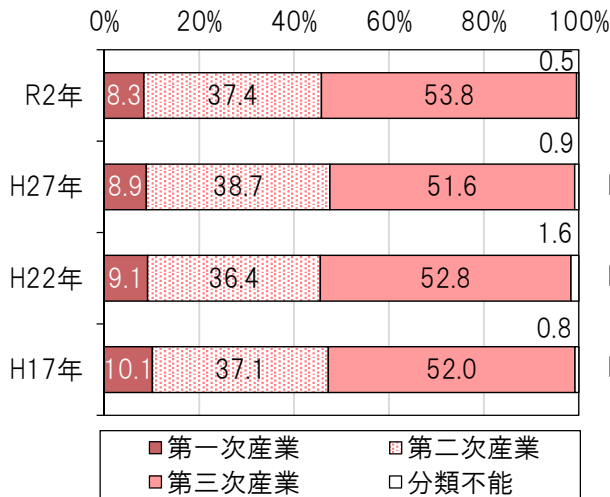
男女別に見ると、男性では平成17年から令和2年にかけて、第一次産業で減少傾向が見られ、令和2年における第一次、第二次、第三次の各産業に占める割合はそれぞれ1割弱、4割弱、5割強となっています。

同様に女性では、第一次、第二次産業で減少傾向が見られ、第三次産業が増加傾向にあり、令和2年における各産業に占める割合はそれぞれ1割弱、2割弱、7割強となっています。

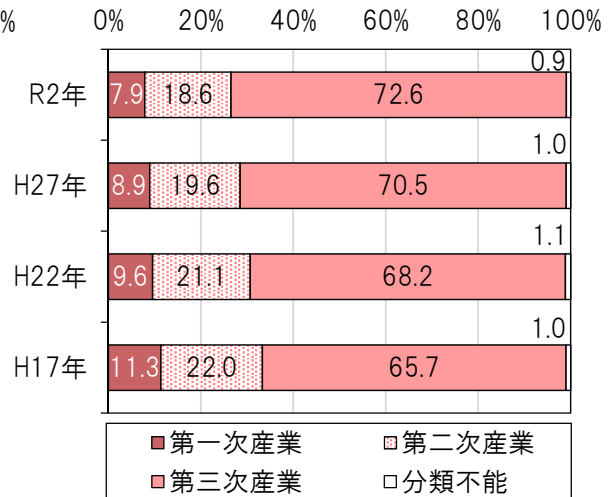
【産業別就業人口】



【男性】



【女性】



資料：国勢調査

第一次産業 = 農業、水産業、林業等
第二次産業 = 製造業、建設業等
第三次産業 = 情報通信業、卸売業、小売業、金融・保険業、不動産業等

4 婦人相談の状況

来庁による婦人相談の実人数は令和元年度 30 人、令和2年度 36 人、令和3年度 25 人、令和4年度 27 人となっています。

令和4年度の相談内容では、「夫等からの暴力」が 18 件と最も多く、次いで「離婚問題」が5件となっており、来庁者の年齢では「30～39 歳」が8人、「20～29 歳」が6人、「40～49 歳」が6人などとなっています。

また、令和4年度の DV に関する相談状況では、相談の実人数（電話等を含む）は 44 人、相談延べ件数は 158 件となっています。

【来庁による相談内容別の相談人数】

（単位：人）

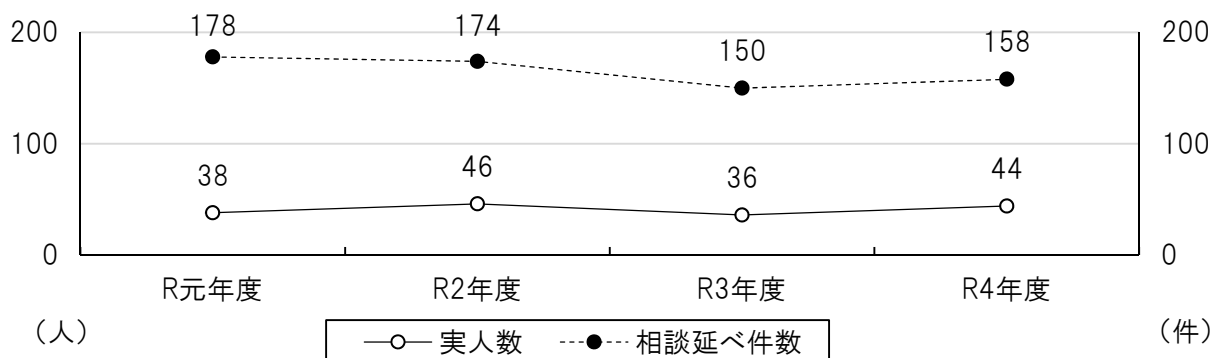
相談内容	人間関係										経済関係		住居問題	合計
	夫等			子ども		親族	男女問題	ストーカー被害	家庭不和	その他	生活困窮	その他		
	夫等からの暴力	離婚問題	その他	養育困難	その他	親の暴力								
R4年度	18	5	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	1	27
R3年度	13	8	1	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	25
R2年度	9	16	7	0	1	1	0	0	0	0	0	2	0	36
R元年度	10	16	1	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	30

【来庁による年齢別の相談人数】

（単位：人）

年齢	15歳未満	15～17歳	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～74歳	75歳以上
R4年度	1	0	0	6	8	6	5	0	0	1
R3年度	0	0	0	4	3	13	2	2	0	1
R2年度	0	0	0	8	11	13	3	1	0	0
R元年度	0	0	0	8	6	10	2	2	2	0

【DVに関する相談状況（電話等による相談を含む）】



資料：こども政策課

母子生活支援施設への入所状況では、令和4年度の措置件数は2件となっており、入所人数は10名、うち児童が8名となっています。

入所時の母親の年齢は、20代が2人、30代が2人となっており、入所の理由としてはDVが3人、居住先の確保が1人となっています。

【母子生活支援施設の入所者の状況（R5.3.31時点）】

（単位：人）

	措置件数	入所人数 (うち児童)
R4年度	2	10 (8)
R3年度	3	13 (10)
R2年度	3	11 (8)
R元年度	2	9 (7)

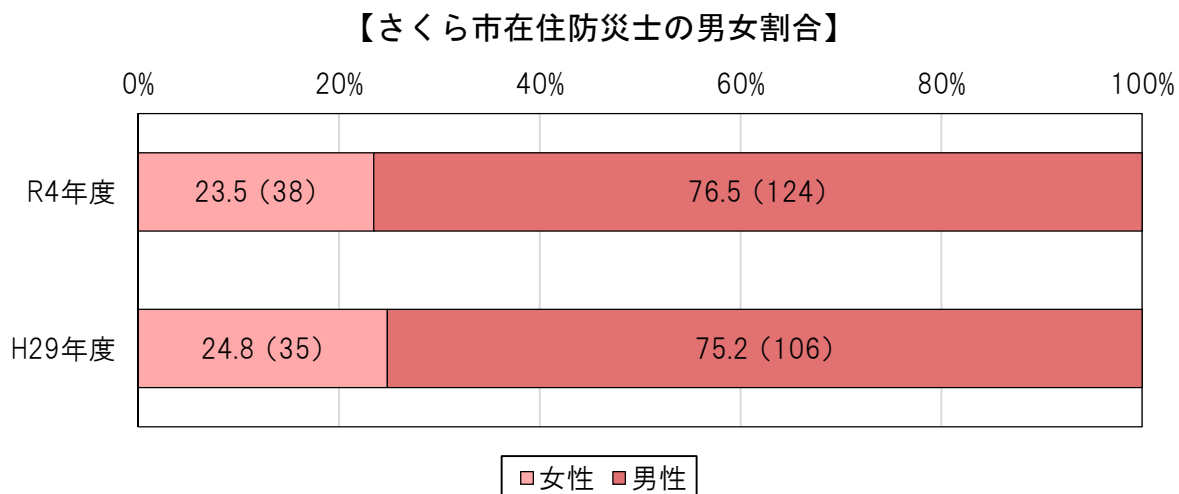
【入所時の年齢と入所の理由（R4年度）】

入所時の母親の年齢	入所の理由
20代（1人）、30代（1人）	DV（2人）

資料：こども政策課

5 防災分野における男女共同参画

防災や減災活動でリーダーとなる防災士。地域で女性防災士が増えると女性の視点が災害時にも反映されます。令和4年度では、平成29年度に比べ女性が3名、男性が18名増加し、女性防災士は38名、男性防災士は124名となっています。



資料：総務課

6 第4次計画の主な成果と課題

第4次さくら市男女共同参画計画において掲げた基本目標を基に、主な事業の成果と課題については以下のとおりです。

■ 基本目標 1 個性を認め合い、人権が尊重されるまち

施策の方向	主な取り組み	第5次計画に必要な施策の方向性
意識の醸成 男女平等	<ul style="list-style-type: none"> ● さくら市男女共同参画情報紙の発行（2回/年） ● 県や市、市内地域において実施している講演会や各種教室の紹介や身近な男女共同に関するコラムなどの掲載 	○市の広報紙における積極的な啓発
男女共同参画の視点に たつた教育・学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 人権擁護委員による中学校への人権講話の実施（中学校1校） ● 毎年市内小学校2校へ人権の花贈呈式を行い、花を育成することで命を大切にすることを育成 ● 各学校、教科毎に人権教育に関するねらいの位置付け ● SDGsと関連付けた「ジェンダー平等」の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○人権講話実施校の増加 ○幼児期からの子どもや家庭の男女共同参画の推進 ○男女共同参画の視点に立った学校教育の推進（人権教育、性教育の充実）
外国人在住者の人権の擁護	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民大学「多文化共生サポーター養成講座」の実施（令和4年度：6回、12名参加） ● 外国籍児童生徒に母語支援員を配置 ● 外国人を対象とした日本語教室の実施（月4回程度） ● 外国人向けの情報紙「Sakura Utility Booklet」の発行 ● 教職員向けに日本語指導に関する研修会の実施（令和5年度） ● 各学校の国際理解教育担当の教員及び市の会計年度任用職員対象の研修実施 ● 外国語対応のDV相談窓口の案内（令和4年度：外国人DV相談件数：1名（延4件）） ● 人権ミニフェスタ 園児の絵画展示参加（令和5年度） 	<ul style="list-style-type: none"> ○外国人からの情報収集や必要なサポートの把握 ○国際交流協会と連携を図った母語支援員の開拓 ○外国人支援の充実 ○日本語指導についての啓発 ○外国人相談窓口の周知啓発 ○国際理解・国際交流事業の充実
性の尊重 性の多様	<ul style="list-style-type: none"> ● 職員研修として、LGBTの理解促進を図る講座の実施（令和元年度） ● 栃木パートナーシップ宣誓制度に賛同（令和4年度から） ● 中学校で思春期健康教室を各学校で実施 	○LGBTの理解促進
性 防 止 性の商品	<ul style="list-style-type: none"> ● AV出演被害、JKビジネス等を含めた性犯罪・性被害の相談窓口をチラシ配布やポスター掲示により周知 	○若年者への効果的な周知方法の検討

■ 基本目標2 誰もが働きやすいまち

施策の方向	主な取り組み	第5次計画に必要な施策の方向性
就労の場における男女平等の支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害福祉サービスによる就労移行支援の実施 ● 栃木県障害者職業センターとの連携による、障がい者の職業能力の向上推進 ● 各関係機関との連携による、特別支援学校卒業後の就労等の推進 ● 障がい者雇用 10名（令和5年9月 現在） 	○障がい者のための就労後の就労継続支援
	<ul style="list-style-type: none"> ● ハラスメント研修実施 年1回 	○ハラスメント等防止の啓発
	<ul style="list-style-type: none"> ● さくら市長が「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」に加盟（令和5年から） 	○労働基準法や男女雇用機会均等法など法制度の遵守の啓発、困難な問題を抱える女性等への支援
ワーク・ライフ・バランスの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 育児介護のための両立支援ハンドブックの作成・周知 ● ノー残業デーの実施 	○ワーク・ライフ・バランスの推進
女性のエンパワーメントの促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護認定審査会の実施（令和5年度：73回 委員36名のうち女性は14名） 	○介護認定審査会におけるWeb会議システムの導入検討
	<ul style="list-style-type: none"> ● さくら市農業士会における女性農業の役員登用 	○さくら市農業士会における女性農業の役員登用の推進
	<ul style="list-style-type: none"> ● 栃木県と共同で女性と高齢者対象の就職支援のためのセミナー及び相談会、合同面接会開催（令和4年度実績 セミナー参加者：12名 相談会参加者：6名 合同面接会参加者：15名） 	○女性と高齢者対象の就職支援のためのセミナー及び相談会、合同面接会の参加者の確保
	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育園運営審議会（年1回～2回 委員24～25人 女性の割合：令和1年60%、令和2年60%、令和3年63%、令和4年58%、令和5年67%） 	○審議会、委員会等への女性の参画推進
	<ul style="list-style-type: none"> ● 選挙管理委員会委員及び補充員の女性人数 令和3年度改選時3名へ増加 ● 農業委員・農地利用最適化推進委員の登用（女性農業委員3名） ● 生活研究グループ協議会の県の事業における、リーダー育成の研修会実施 ● 観光協会における女性役員登用（令和5年度：氏家観光協会19人中5人、喜連川観光協会48人中10人） 	○方針決定への女性参画の促進（各種団体等における女性役員の登用推進）

■ 基本目標 3 性別役割分業の壁をなくす

施策の方向	主な取り組み	第5次計画に必要な施策の方向性
子育て支援の推進	● 親子花育フラワーアレンジメント講座実施（2回/年 1回 30名程度）	○ 講座継続のための財源確保
	● 子どもの年齢毎にコースを設定した、乳幼児を持つ親子対象のエンゼル講座実施（毎月1回）	○ 就学前幼児を持つ親子対象の子育て支援や情報提供等の充実
	● 子育て情報発信のための「だっこ通信」の発行（月1回 エンゼル講座での配布、公共施設及び児童センター等へ設置、HPへ掲載）	○ 子育てに関する情報の周知範囲の拡大
	● 乳幼児相談実施（1回/月） ● 子育てに関する個別相談及び情報提供	○ 子育てに関する相談及び情報提供の充実
	● 地域子育て支援センターの設置（設置か所数7か所 児童センター3か所 保育園4か所）	○ 子育てサークルの育成や活動継続のための支援
	● 児童センターの設置（設置箇所数 3か所）	○ 他機関と連携による自動センターでの活動内容の充実
	● 放課後児童クラブ(学童保育)を各小学校単位で実施(6か所)	○ 放課後児童クラブ（学童保育）における待機児童発生防止のための受け皿整備
	● 認可保育園での保育サービス実施（一時保育：9園 病児・病後児保育：民間保育園4か所、広域連携による市外保育園3か所 休日保育：保育園入園児対象で1か所）	○ 認可保育園での病児保育（体調不良型）の実施（令和6年4月1施設予定） ○ 継続した保育サービス提供
	● 平成16年9月からファミリー・サポート・センターを開設 ● 障がい児保育事業を、公立、民間すべての保育園で実施	○ 利用者の増大 ○ 事業の周知方法の検討 ○ 障がい児保育の充実
の家事・育児への参加促進	● 育児・介護のための両立支援ハンドブックの作成・周知 ● マタニティ個別レッスン（随時）	○ 男性に向けた家事や育児への参加促進のための啓発
	● 市民大学「男の料理教室」の開講（令和4年度：4回、男性12名参加）	○ 幅広い年代の男性の参加促進

■ 基本目標 4 男女共同参画の視点によるコミュニティづくり

施策の方向	主な取り組み	第5次計画に必要な施策の方向性
参画の推進	● 生活研究グループ協議会による、視察研修等（グループ員 14名） ● さくら市氏家農産物加工推進協議会による、イベントへの出店等（会員 19人） ● さくら市氏家地区農産物直売組合による、視察研修	○ グループ員の高齢化への対応 ○ 後継者不足の解消 ○ 新規加入者の獲得

生涯福祉の推進	● 障害者週間、専門職のリレーコラム等を広報紙へ掲載	○障がい者への理解と福祉の充実
	● 民生委員研修へ相談支援専門員の参加、福祉まつりや中学校の授業への参加など普及啓発の実施	○小中学校への学校訪問の再開
	● 居宅介護（ホームヘルプ）、自立支援（精神通院）医療制度における訪問看護等の支援	○在宅福祉サービスの充実
	● 生活保護制度や生活困窮者自立支援制度の適切な運用による、生活困窮者の自立支援	○生活困窮者への自立支援と社会的孤立・連鎖防止対策の推進
	● 「住民主体の生活支援サービス（訪問型サービス B）」を実施（令和3年から）	○地域ぐるみの介護支援の充実
	● 生活困難な高齢者対象に住民主体ボランティア団体による支援【令和5年8月末時点で11団体が活動中、うち8団体が市の補助金（2万円/月）を利用】【実績（延べ利用人数）令和3年度：1,955人 令和4年度：2,942人】	○生活困難な高齢者対象の住民主体ボランティア団体での新たな活動者の確保
	● ボランティアポイントに健康づくりポイントを追加し、「桜ささえあいポイント」としてリスタート【実績（登録人数）1,063人（令和5年8月30日時点）】	○「桜ささえあいポイント」事業の普及啓発による利用人数やポイント付与団体の拡大
	● 週3日以上開設している常設型通いの場へ開設・運営支援として補助制度を開始（令和4年度実績 開設2か所 延べ利用人数4,905人 令和5年度に新たに1か所開設）	○常設型通いの場の追加開設の検討
	● 60歳以上を対象とした菜の花学級（公民館講座）の実施（毎月1回）	○高齢者が参加しやすい講座内容及び講座開催方法の検討
	● 学校支援地域応援隊などのボランティア（社会貢献）活動促進	○高齢者の活躍の場の充実
	● 生活困窮者（女性）への生理用品の無料配布	○生活困窮者支援の充実
	● 生活困窮世帯の中学生を対象に学習支援事業を実施【社会福祉法人に委託し、毎週土曜日に氏家・喜連川地区に分けて実施進学を希望する3年生は進学率100%（令和4年度実績）】	○高校進学後の継続支援 ○小学生高学年へ対象拡大の検討
	● 児童扶養手当支給事業（令和4年 受給世帯数：327世帯） ● ひとり親家庭医療費助成事業（助成件数：2,431件 対象世帯数356世帯） ● 自立支援教育訓練給付金事業（令和4年：0人） ● 高等技能訓練促進給付金等事業（令和4年：5人） ● 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金（令和4年：0人） ● 母子父子自立支援員相談（令和4年貸付相談延べ196件）	○情報誌及び児童扶養手当現況届時での各制度に関する情報提供の継続

基本目標 5 生涯を通じた男女の健康支援

施策の方向	主な取り組み	第5次計画に必要な施策の方向性
総合的な健康づくりの推進	● 産後うつ講座の実施（令和1年度）	○ 女性の心身の健康づくりの充実
	● 健康栄養相談（氏家保健センター、喜連川保健センター）、もとゆ温泉健康相談、まちなか保健室で心身の健康相談の実施	○ 心身の健康相談の充実
	● 集団検診のレディースデイを設置（令和5年から 年3回）	○ 総合健診事業の受診率向上
	● こころの健康相談の実施（年7回）	○ 関係機関との連携による周知
	● ニュースポーツ教室、アクアビクス教室、海洋性レクリエーション事業、ノルディックウォーキング教室の開催	○ ニーズに合った教室内容の検討 ○ 各教室開催のための、運営人員確保

■ 基本目標 6 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶

施策の方向	主な取り組み	第5次計画に必要な施策の方向性
発・周知の推進 暴力防止に関する情報提供・啓発	● チラシ配布やポスター掲示、広報による周知啓発	○ DVやデートDVについて、若年層向けの予防教育の実施
相談体制の強化	● 相談員対象に内閣府オンライン研修や県主催研修の活用	○ 関係機関との連携強化のため、連携会議等実施、関係機関と調整等を担える支援員の配置
	● チラシ配布やポスター掲示、広報による周知啓発	○ 出前・訪問型の相談・支援の実施 ○ 外部専門家と連携
安全確保と自立支援の実施	● 母子生活支援事業（令和4：2世帯 10名）	○ 母子生活支援施設等と連携し、退所後の継続的なフォローアップを実施
	● さくら市DV等被害者対策事業補助金交付を助成（限度額100,000円） ● 婦人相談室運営事業【令和4年：婦人相談者延べ158名】	○ 被害者の相談や保護、支援等の対応マニュアルの整備

虐待防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 民生委員・児童委員研修の実施、情報提供等の連携、支援体制の整備 	○ 情報提供範囲に関する民生委員の相互理解の推進
	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者虐待防止センターに専門相談員を配置、家族単位の支援による高齢者、児童部門との情報共有・連携強化推進 	○ 情報共有等の連携促進
	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関と連携・情報共有による虐待防止 	○ 虐待防止の周知広報
	<ul style="list-style-type: none"> ● ケース会議やコア会議の開催 	○ 見守りネットワークの充実 ○ 複合的要因により、発生するケースへの対応
	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭児童相談室運営事業【令和4年：新規受理件数：89件（うち虐待80件）電話1,516件 訪問276件 来庁331件】 ● 支援対象児童等見守り強化事業（令和5年から） 	○ 複合的な課題へ各関係機関や民間支援団体等との連携による支援
	<ul style="list-style-type: none"> ● 要保護児童地域対策協議会（令和4年：31回） 	○ 相談窓口のワンストップ化、周知啓発、SNS等を利用した相談しやすい体制づくり。
<ul style="list-style-type: none"> ● マイツリープログラムの紹介 ● 児童家庭支援センター連携で虐待者のペアレントトレーニング実施 	○ 加害者への防止教育、加害者更生プログラムの推進	

■ 基本目標7 平常時から男女共同参画の視点で「もしも」を考える

施策の方向	主な取り組み	第5次計画に必要な施策の方向性
防犯対策 男女共同参画の視点に立った防災	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難行動支援プランによる、緊急連絡先の把握 ● 個別避難計画の策定を進め、避難先や支援者などの確保及び災害時の相談体制整備 	○ 避難時の支援者の選定
	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災会議委員へ女性の参画促進 	○ 自主防災組織の役員なり手の確保 ○ 女性役員の確保
	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民大学「防災リーダー養成講座」の実施（令和5年度：全7回、12名参加予定） 	○ 若い世代や女性の参画促進
	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難所の災害時備蓄品について、内閣府のガイドラインに基づく多様な視点からの備え ● 女性消防団員による啓発動画の作成 ● 男女共同参画の視点から考える防災講座の実施 ● 女性とこどもに寄り添った防災講座の実施（令和3年度） 	○ 男女共同参画から見る防災への理解促進

7 男女共同参画に関する住民意識調査

(1) 市民アンケート調査結果の概要

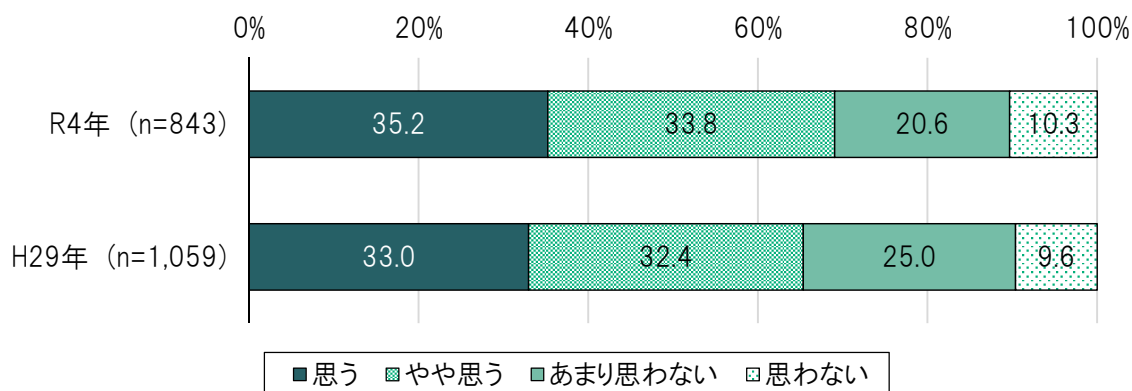
①家庭における男女の地位平等について

家庭における男女の地位平等について、平等だと『思う（思う+やや思う）』割合は69.0%となっており、平成29年度より3.6ポイントの増加となっています。

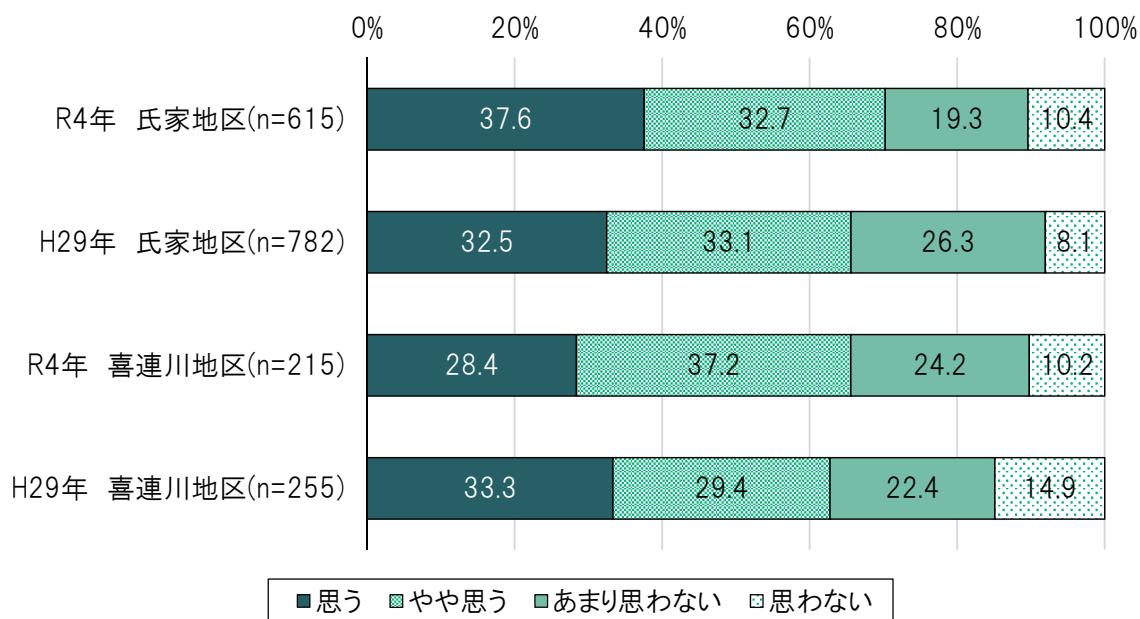
地域別では、「氏家地区」で70.3%、「喜連川地区」で65.6%となっており、平成29年度より「氏家地区」で4.7ポイント、「喜連川地区」で2.9ポイントとそれぞれ増加しています。

【家庭において男女が平等であると『思う』割合】

【全体】



【地域別】

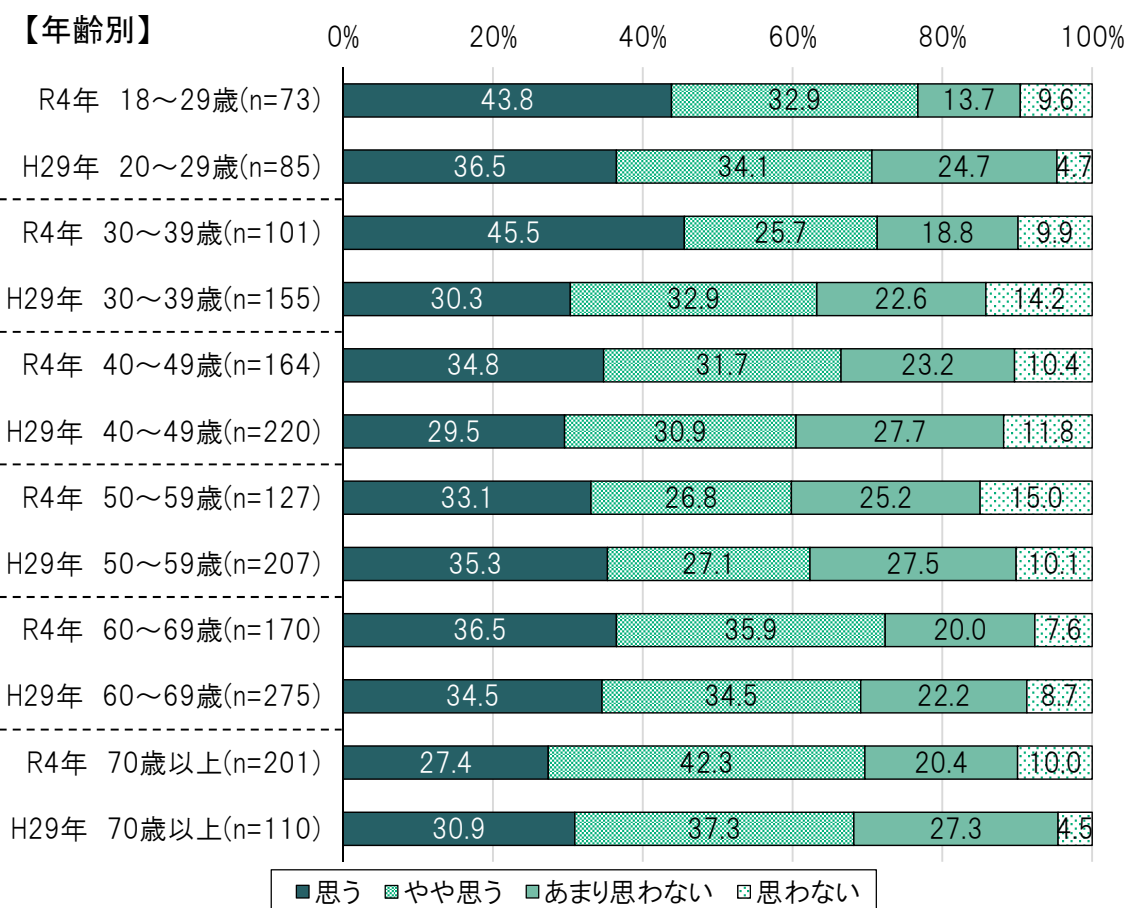
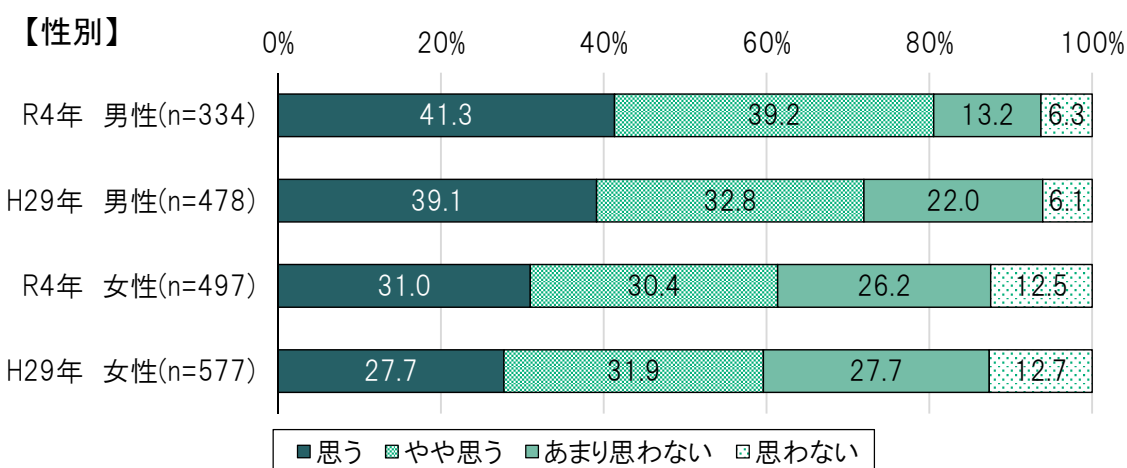


※グラフ中の(n=〇〇)という表記は、その項目の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。

性別では、「男性」で 80.5%、「女性」で 61.4%と男性の方が高くなっており、平成 29 年度より「男性」で 8.6 ポイント、「女性」で 1.8 ポイントのそれぞれ増加となっておりますが、男女での意識差に拡大傾向が見られます。

年齢別では、「18～29 歳」で 76.7%と最も高く、次いで「60～69 歳」で 72.4%となっており、平成 29 年度より、各年代において『思う（思う+やや思う）』割合に増加傾向が見られますが、「50～59 歳」では 2.5 ポイント減少しています。

【家庭において男女が平等であると『思う』割合】



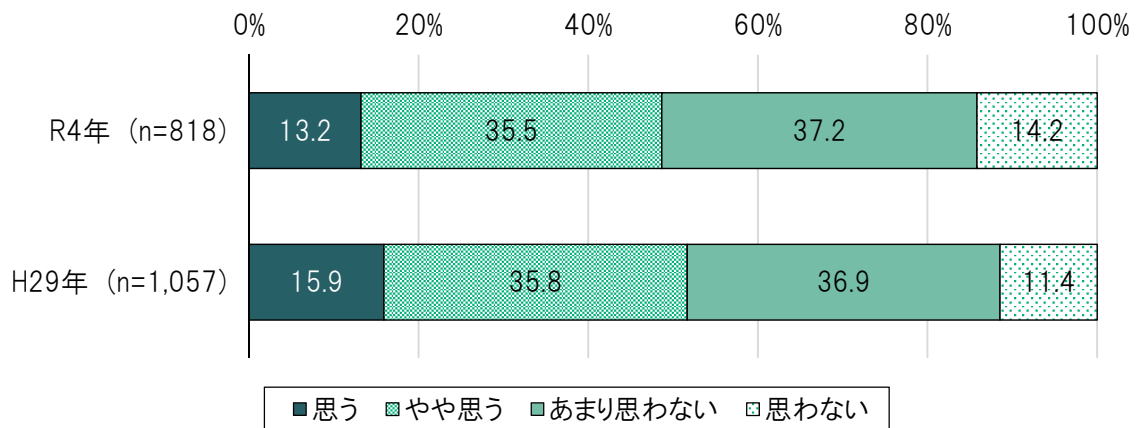
②自治会等の地域活動の場における男女の地位平等について

地域活動の場における男女の地位平等について、平等だと『思う（思う+やや思う）』割合は48.7%となっており、平成29年度より3.0ポイントの減少となっています。

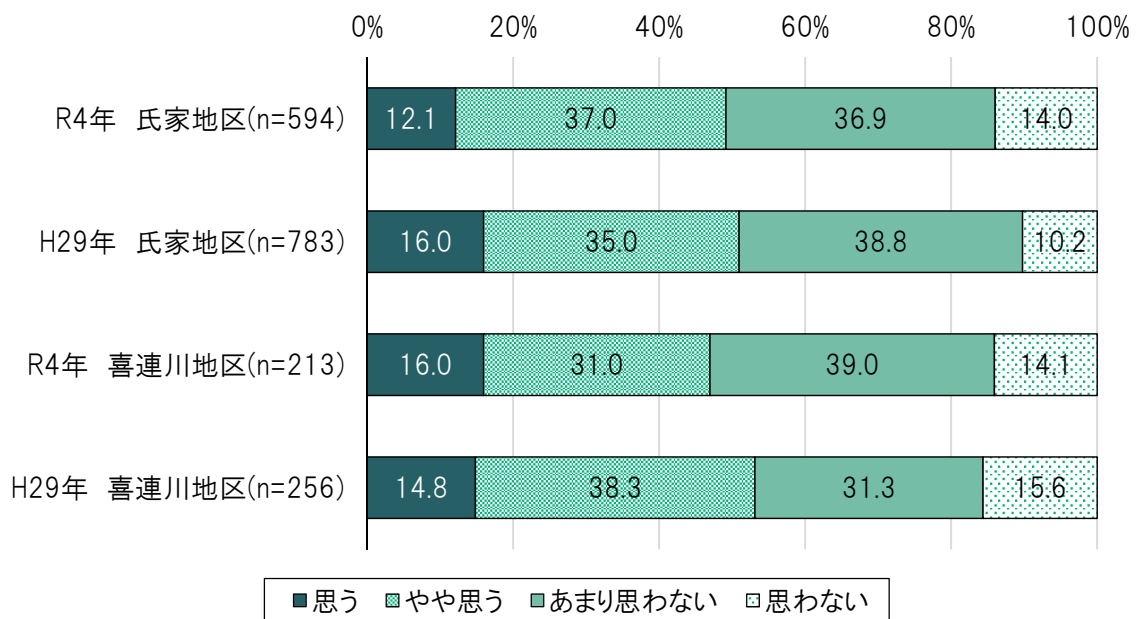
地域別では、「氏家地区」で49.1%、「喜連川地区」で47.0%となっています。平成29年度より「氏家地区」で1.9ポイント、「喜連川地区」で6.1ポイントのそれぞれ減少となっており、「喜連川地区」の減少割合が大きくなっています。

【地域活動の場において男女が平等であると『思う』割合】

【全体】



【地域別】

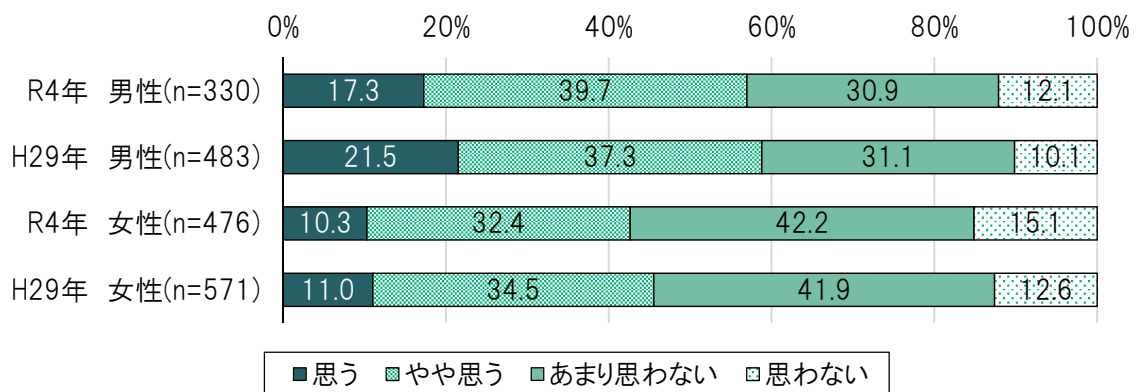


性別では、「男性」で 57.0%、「女性」で 42.7%となっており、平成 29 年度より「男性」で 1.8%、「女性」で 2.8%のそれぞれ減少となっています。

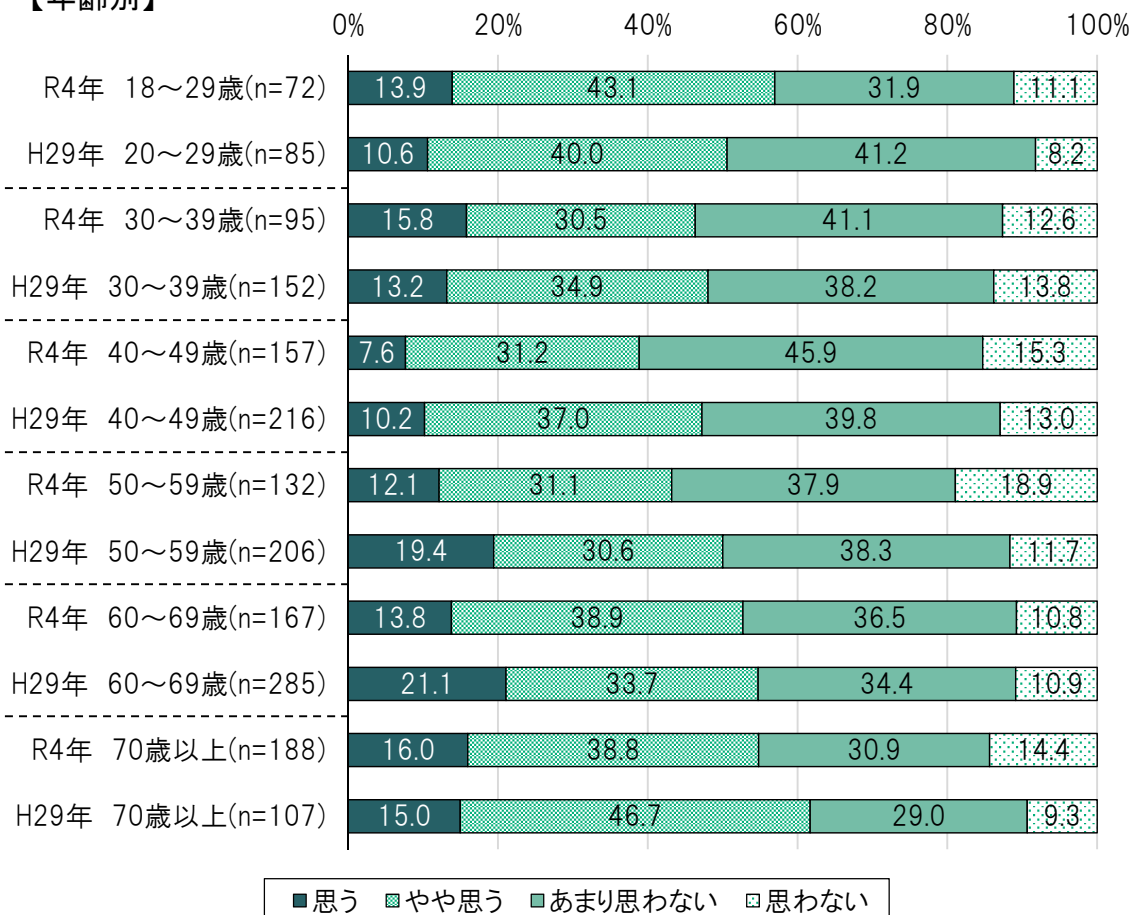
年齢別では、「18～29 歳」で 57.0 と最も高く、次いで「70 歳以上」で 54.8%となっており、平成 29 年度より「18～29 歳」を除き各年代で減少傾向が見られ、特に「40～49 歳」で 8.4 ポイントと最も減少しています。

【地域活動の場において男女が平等であると『思う』割合】

【性別】



【年齢別】



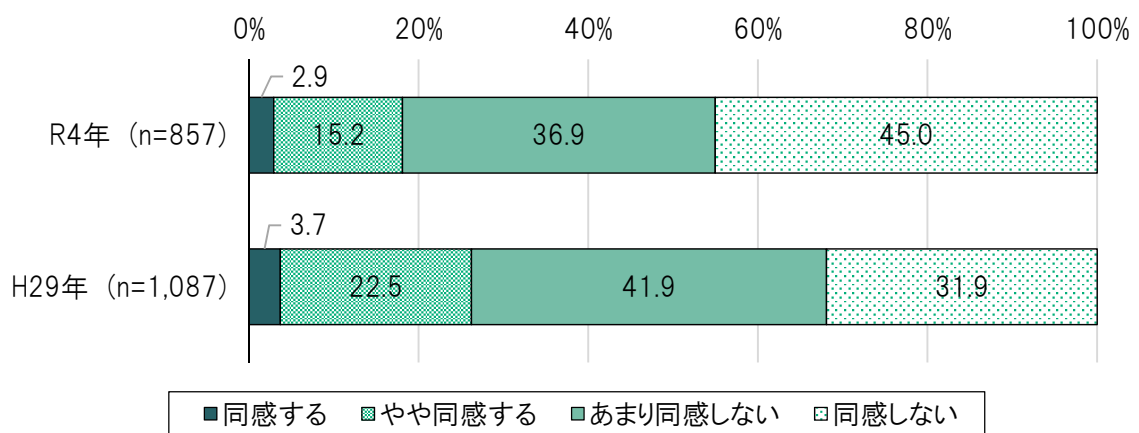
③男は仕事、女は家庭という考え方について

「男は仕事、女は家庭」という考え方について、『同感しない（あまり同感しない+同感しない）』割合は、81.9%で、平成29年度より8.1ポイントの増加となっています。

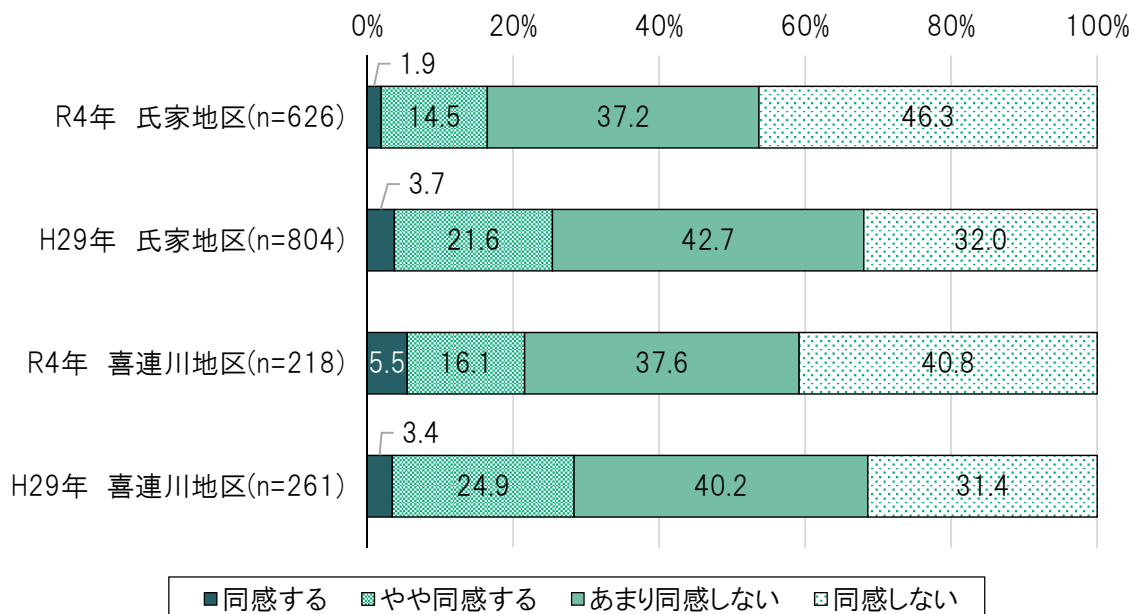
地域別では、「氏家地区」で83.5%、「喜連川地区」で78.4%となっており、平成29年度より「氏家地区」で8.8ポイント、「喜連川地区」で6.8ポイントのそれぞれ増加となっています。

【男は仕事、女は家庭という考え方に『同感しない』割合】

【全体】



【地域別】

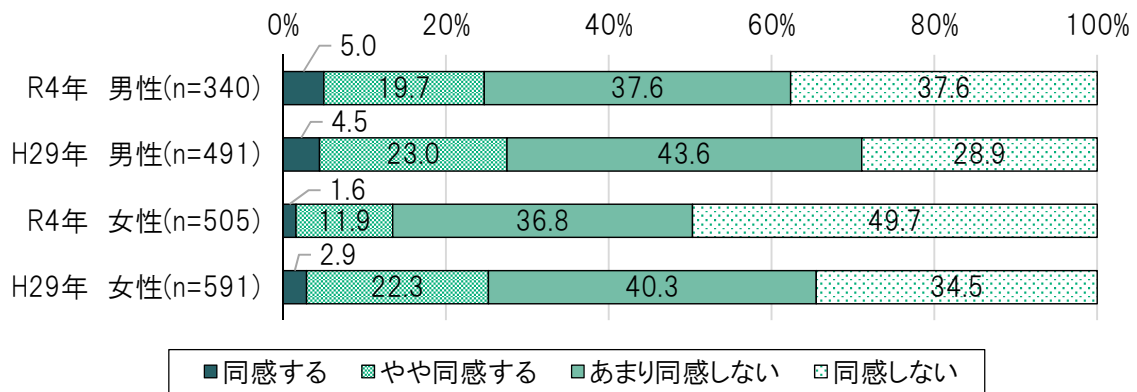


性別では、「男性」で 75.2%、「女性」で 86.5%となっており、平成 29 年度より「男性」で 2.7 ポイント、「女性」で 11.7 ポイントのそれぞれ増加となっていますが、男女での意識差に拡大傾向が見られます。

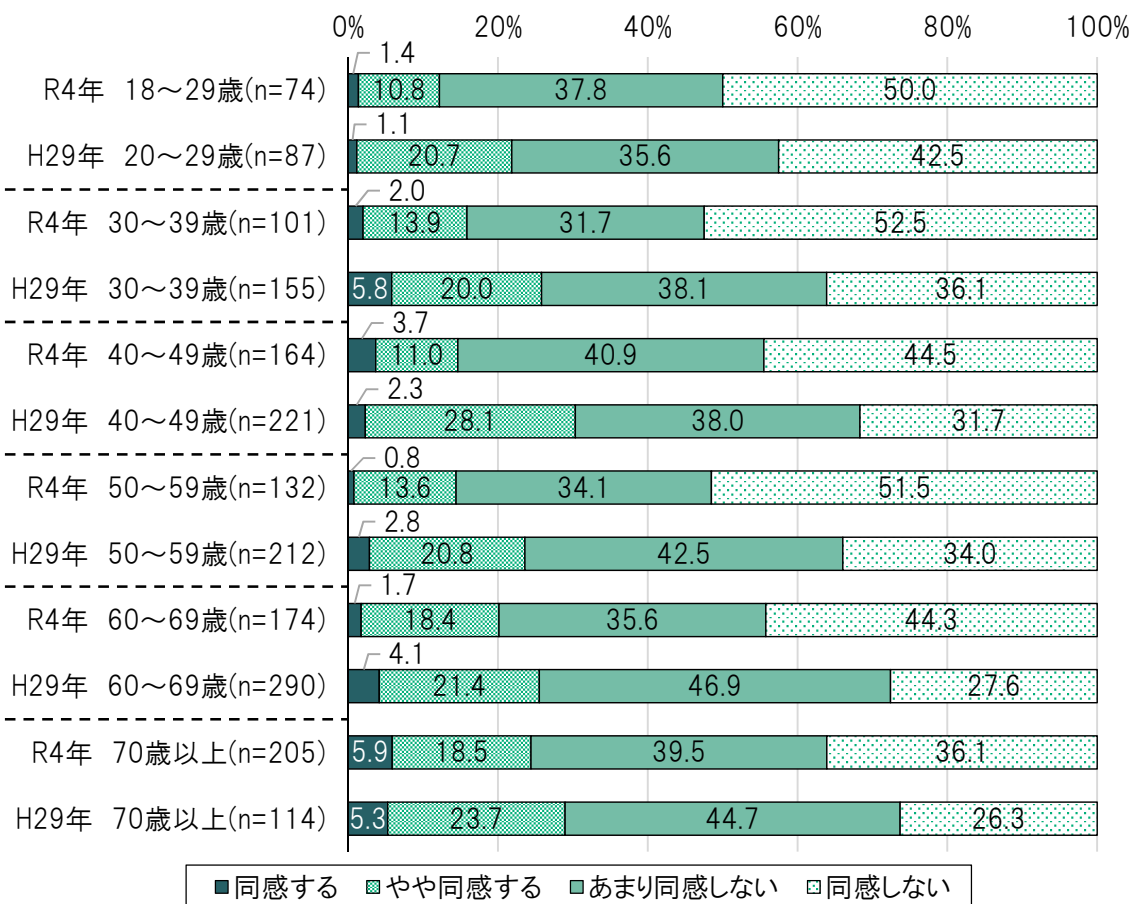
年齢別では、「18～29 歳」で 87.8%と最も高く、次いで「50～59 歳」で 85.6%となっています。平成 29 年度より各年代において『同感しない（あまり同感しない+同感しない）』割合は増加しており、特に「40～49 歳」で 15.7 ポイントと最も増加しています。

【男は仕事、女は家庭という考え方に『同感しない』割合】

【性別】



【年代別】



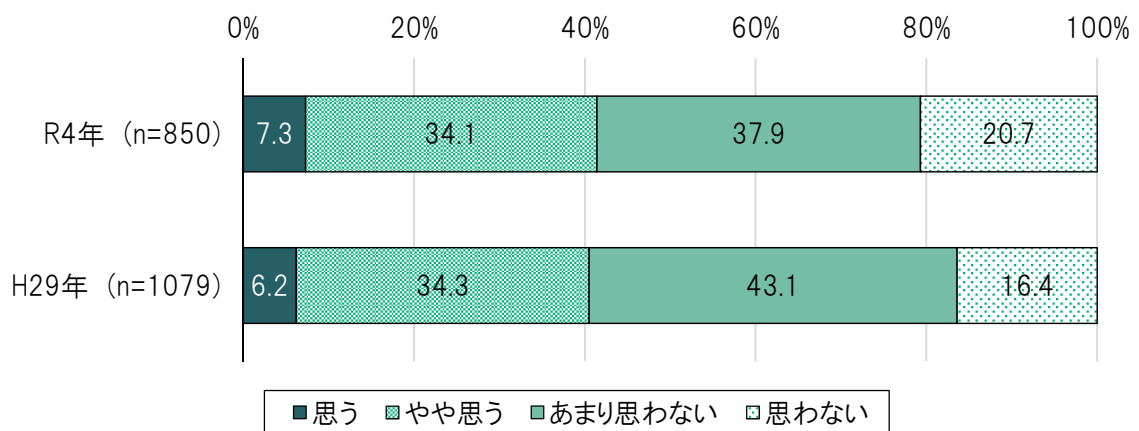
④現在の社会において女性が働きやすい状況にあるかについて

現在の社会において女性が働きやすいと思うかについては、『思う（思う＋やや思う）』割合は、41.4%で、平成29年度より0.9ポイントの増加となっています。

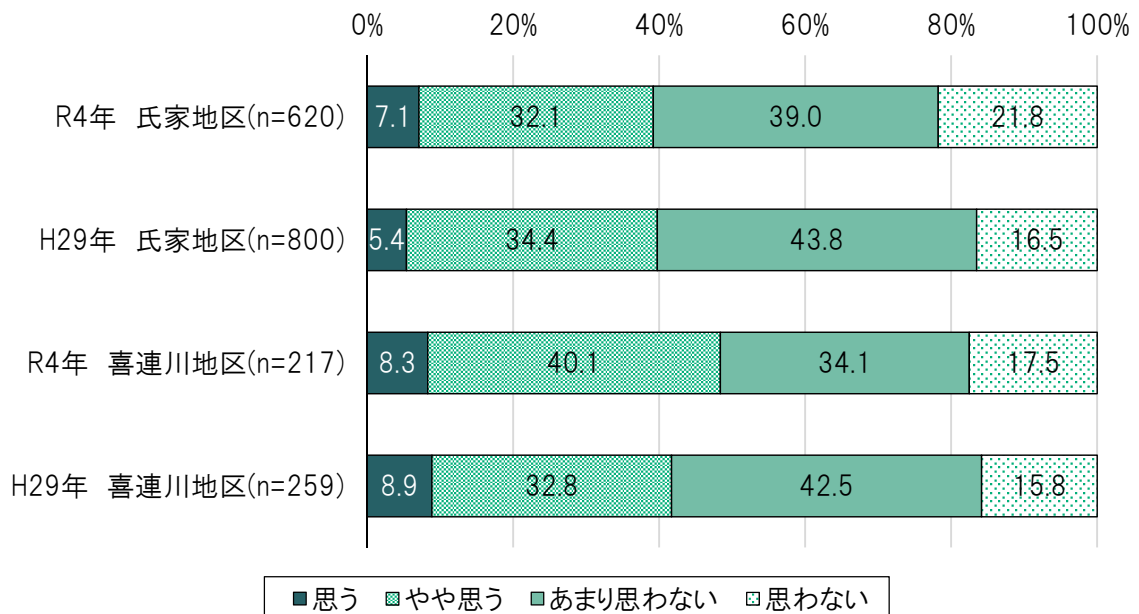
地域別では、「氏家地区」で39.2%、「喜連川地区」で48.4%となっており、平成29年度より「氏家地区」で0.6ポイント減少、「喜連川地区」で6.7ポイント増加となっています。

【現在の社会において女性が働きやすいと『思う』割合】

【全体】



【地域別】

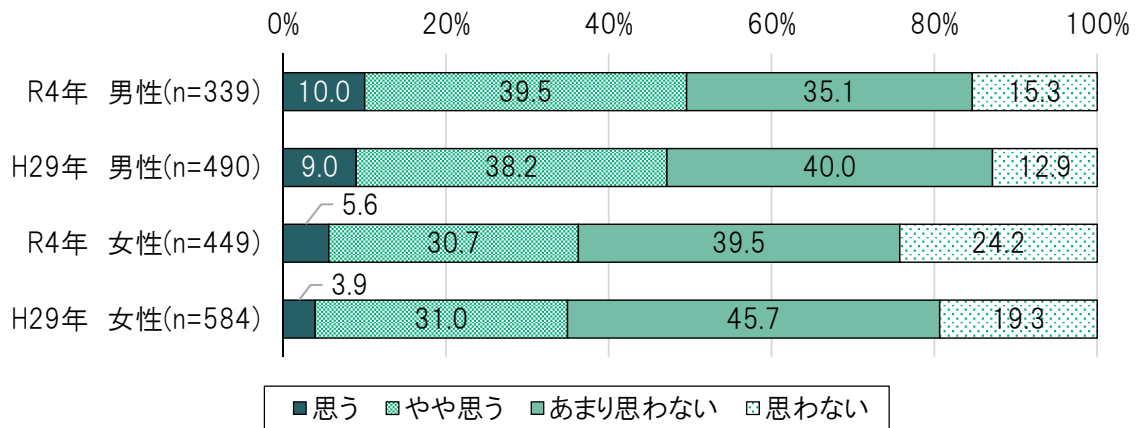


性別では、「男性」で 49.5%、「女性」で 36.3%となっており、平成 29 年度より「男性」で 2.3 ポイント、「女性」で 1.4 ポイントのそれぞれ増加となっています。

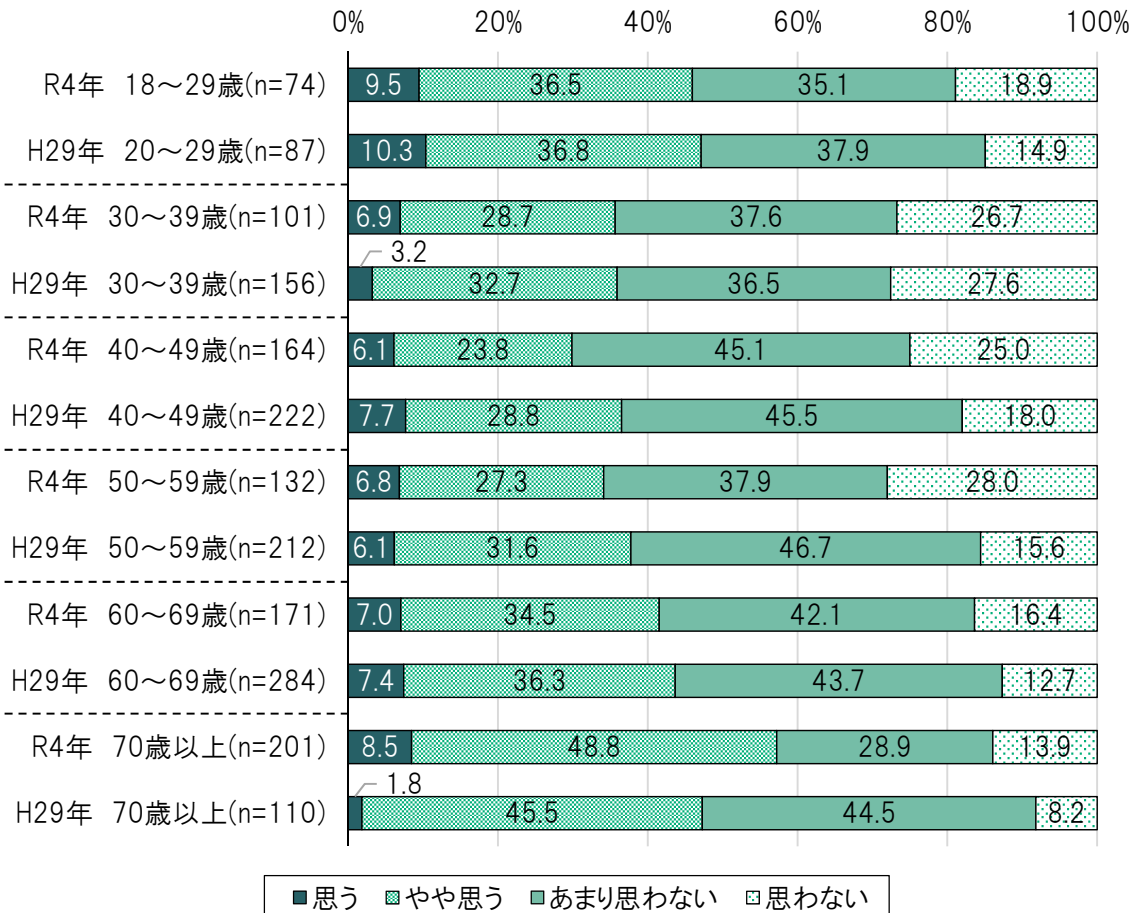
年齢別では、「70 歳以上」で 57.3%と最も高く、次いで「18～29 歳」で 46.0%となっており、平成 29 年度より、『思う（思う+やや思う）』割合は各年代で減少傾向が見られますが、「70 歳以上」では 10.0 ポイントの増加となっています。

【現在の社会において女性が働きやすいと『思う』割合】

【性別】



【年齢別】



⑤夫婦間・恋人間における身体的な暴力や言葉の暴力の認識について

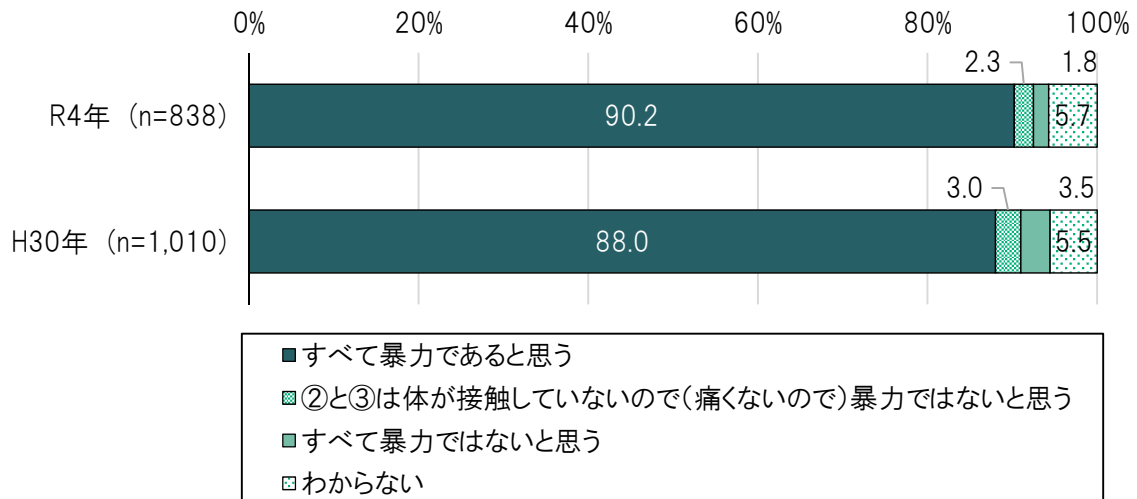
身体的な暴力や言葉の暴力の認識について、「すべて暴力であると思う」割合は90.2%となっており、平成30年度より2.2ポイント増加しています。

地域別では、「氏家地区」で90.7%、「喜連川地区」で89.0%となっており、平成30年度より「氏家地区」で2.4ポイント、「喜連川地区」で2.4ポイントのそれぞれ増加となっています。

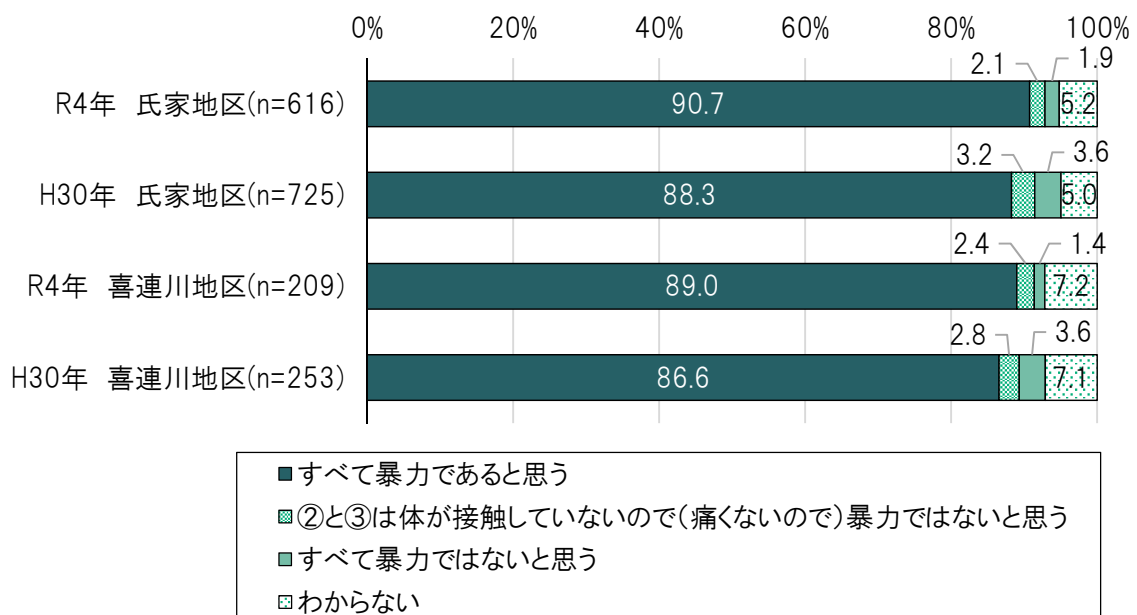
【身体的な暴力や言葉の暴力の認識について】

①「足でけったり、平手で打たれる」
②「なぐるふりをしておどされる」
③「相手を無視したり暴言をはく」

【全体】



【地域別】

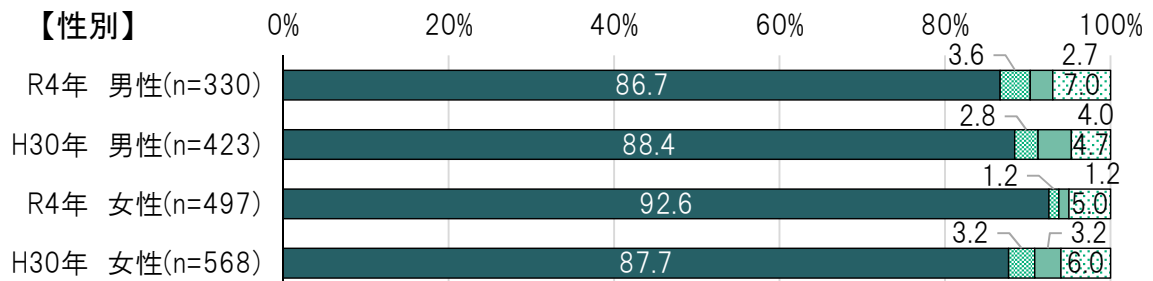


性別では、「男性」で 86.7%、「女性」で 92.6%となっており、平成 30 年度より「男性」で 1.7 ポイント減少、「女性」で 4.9 ポイント増加となっています。

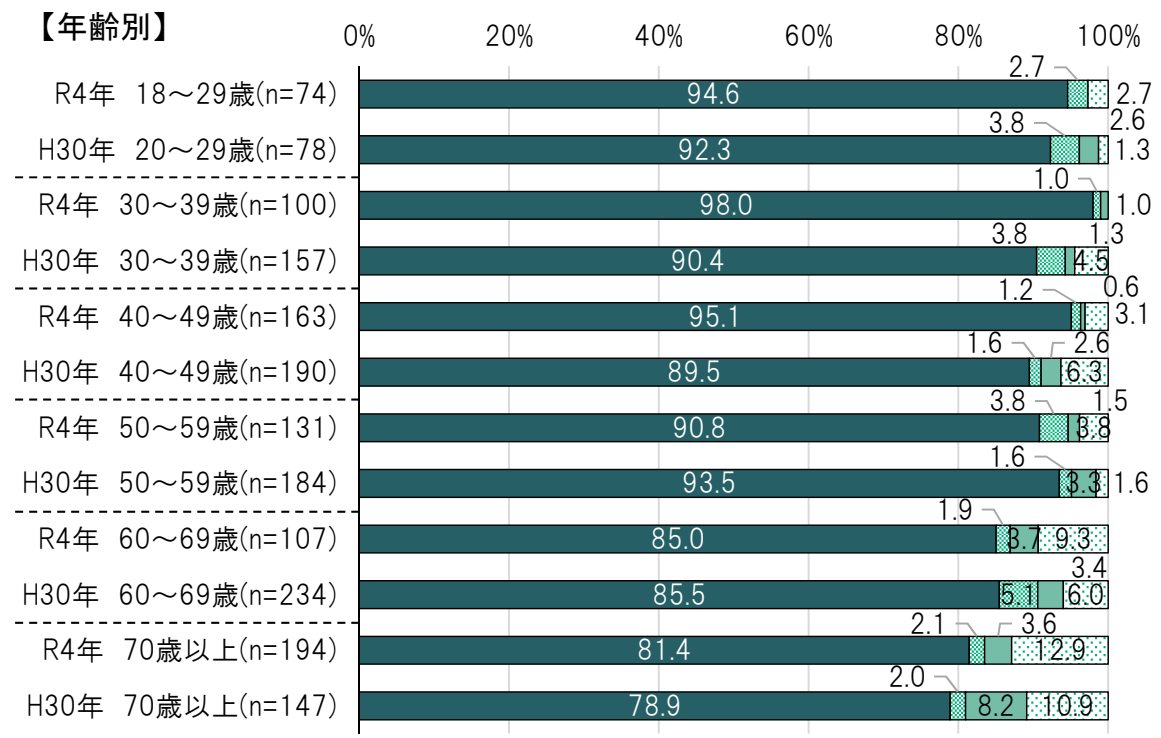
年齢別では、「30～39 歳」で 98.0%と最も高く、次いで「40～49 歳」で 95.1%となっており、平成 30 年度より「30～39 歳」で 7.6 ポイントと最も増加しています。

【身体的な暴力や言葉の暴力の認識について】

- ①「足でけったり、平手で打たれる」
- ②「なぐるふりをしておどされる」
- ③「相手を無視したり暴言をばく」



- すべて暴力であると思う
- ②と③は体が接触していないので(痛くないので)暴力ではないと思う
- すべて暴力ではないと思う
- わからない



- すべて暴力であると思う
- ②と③は体が接触していないので(痛くないので)暴力ではないと思う
- すべて暴力ではないと思う
- わからない

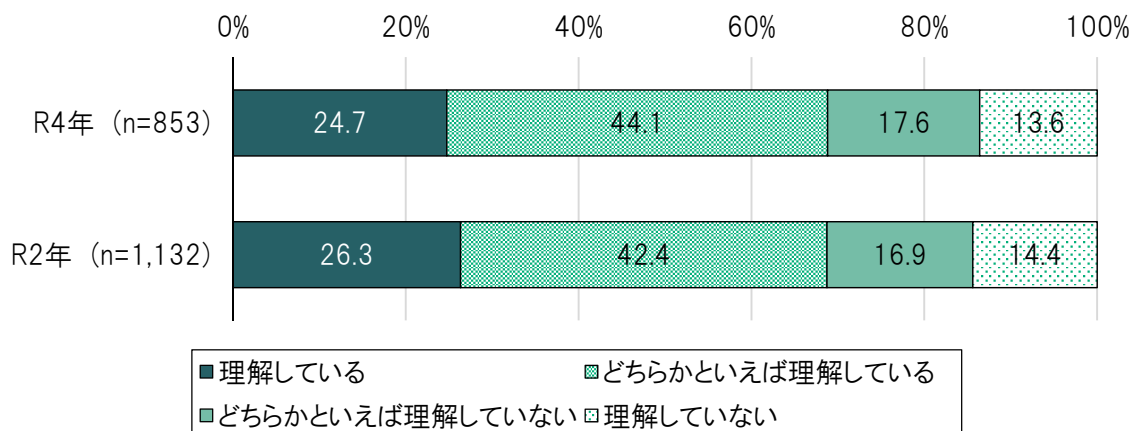
⑥ L G B T の正しい理解について

L G B T*の正しい理解について、『理解している（理解している＋どちらかといえば理解している）』割合は68.8%となっており、令和2年度より0.1ポイントの増加となっています。

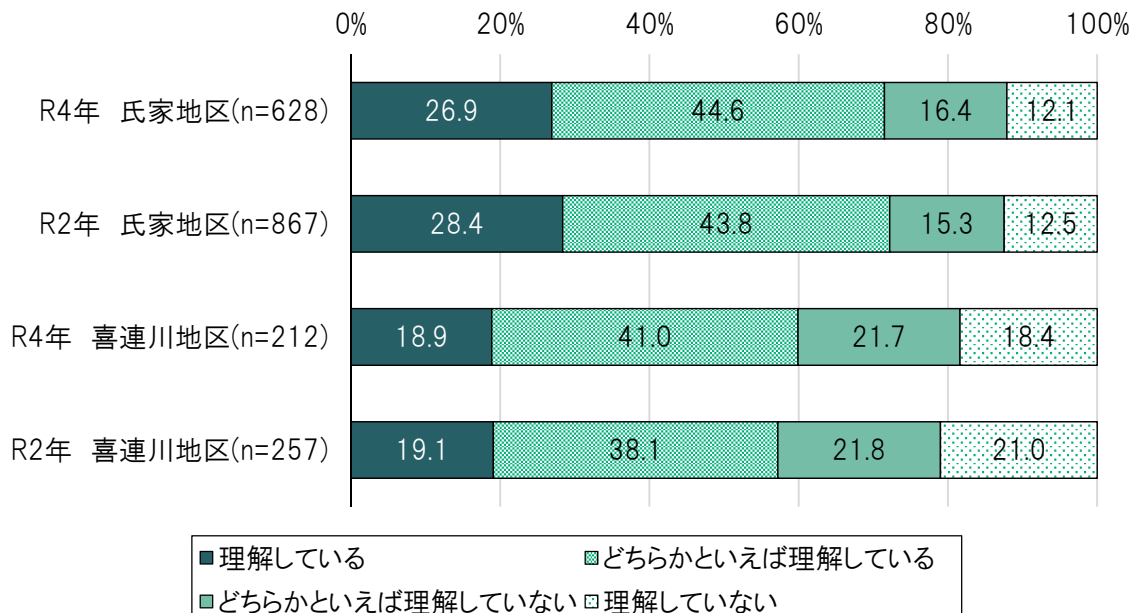
地域別では、「氏家地区」で71.5%、「喜連川地区」で59.9%となっており、令和2年度より、「氏家地区」で0.7ポイント減少、「喜連川地区」で2.7ポイント増加となっています。

【LGBT を正しく『理解している』割合】

【全体】



【地域別】

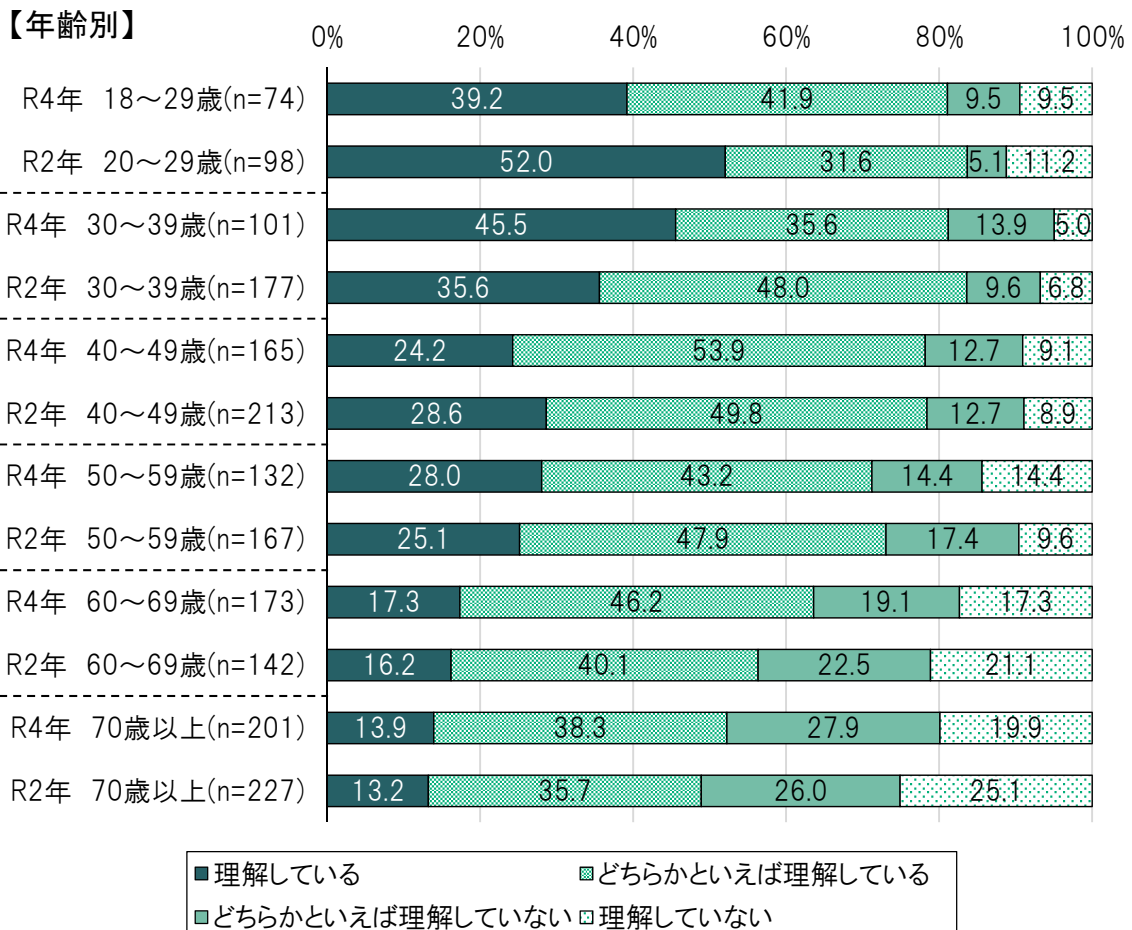
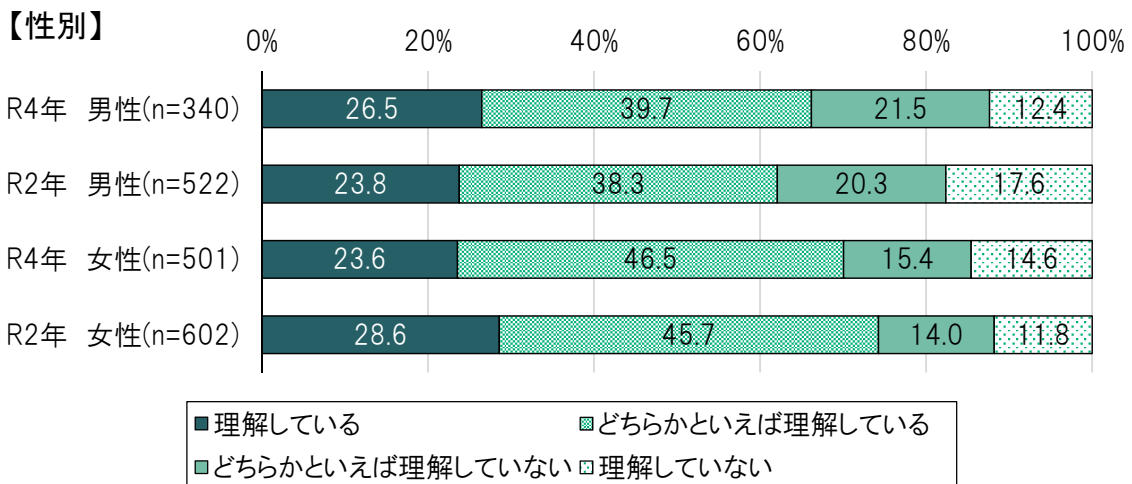


※L G B T : “L” =レズビアン（女性同性愛者）、“G” =ゲイ（男性同性愛者）、“B” =バイセクシュアル（両性愛者）、“T” =トランスジェンダー（生まれた時に割り当てられた性別にとらわれない性別のあり方を持つ人）など、性的少数者の総称のひとつ。

性別では、「男性」で 66.2%、「女性」で 70.1%となっており、令和2年度より「男性」で 4.1 ポイント増加、「女性」で 4.2 ポイント減少となっています。

年齢別では、「18～29 歳」、「30～39 歳」で 81.1%と最も高くなっており、令和2年度より『理解している（理解している+どちらかといえば理解している）』割合は 60 歳以上では増加傾向が見られ、「60～69 歳」で 7.2 ポイント増加しています。

【LGBT を正しく『理解している』割合】

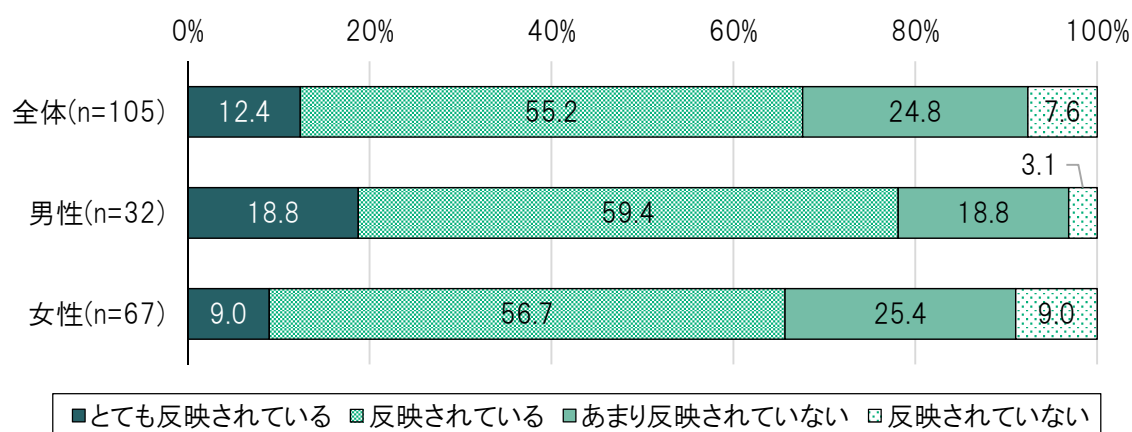


(2) 【参考】ゆめ！さくら博 2022 アンケート調査結果の概要

①コミュニティ活動（行政区の活動等）で自分の意見は反映されていると思うかについて

コミュニティ活動（行政区の活動等）で自分の意見は反映されていると思うかについては、『反映されている（とても反映されている+反映されている）』と思う割合は全体で67.6%となっています。

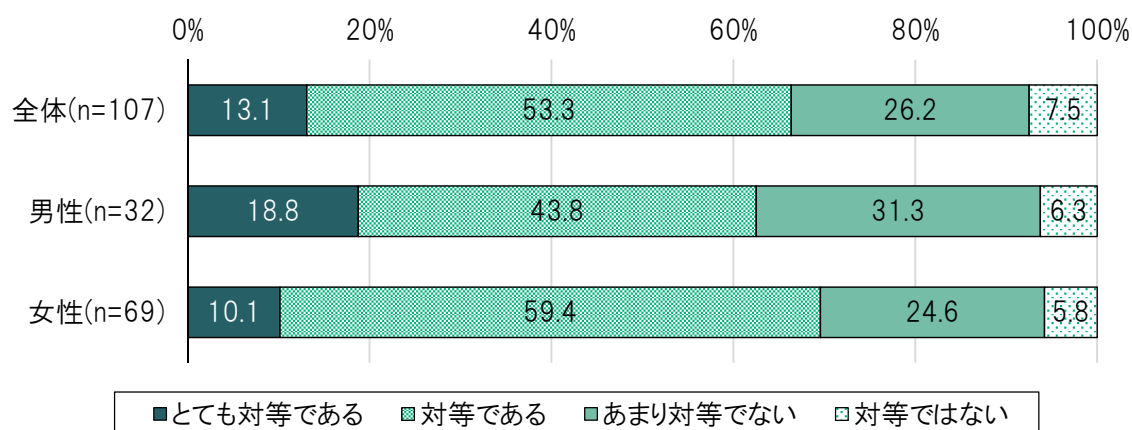
性別では、「男性」で78.2%、「女性」で65.7%となっています。



②コミュニティ活動（行政区の活動等）において男女の役割分担は対等と思うかについて

コミュニティ活動（行政区の活動等）において男女の役割分担は対等と思うかについては、『対等である（とても対等である+対等である）』と思う割合は全体で66.4%となっています。

性別では、「男性」で62.6%、「女性」で69.5%となっています。

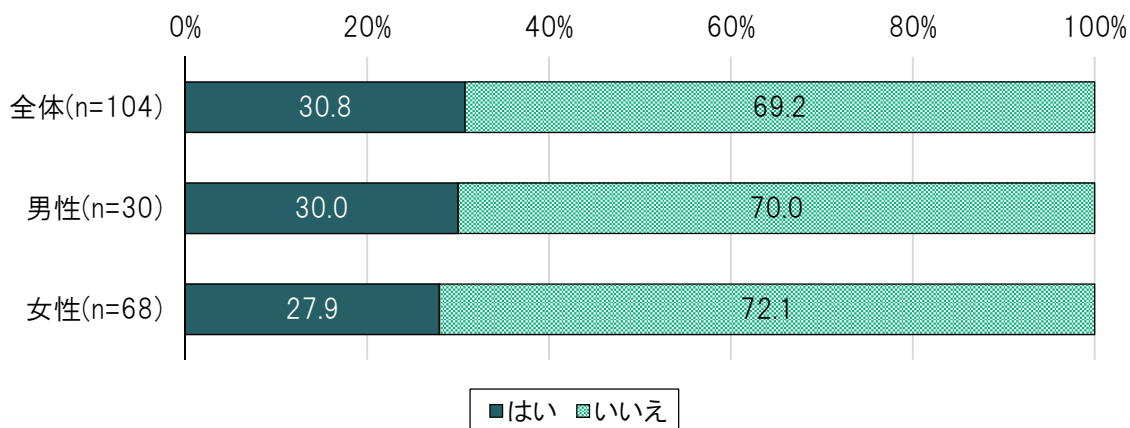


※ゆめ！さくら博にてさくら市男女共同参画推進委員会によるアンケート調査を実施

③地域の行事で負担に感じたことがあるかについて

地域行事で負担に感じたことがあるかについては、「はい」が全体で 29.6% となっています。

性別では、「男性」で 28.1%、「女性」で 27.1%となっています。



8 計画の進捗状況

第4次さくら市男女共同参画計画の成果指標の進捗状況は以下のとおりです。

基本目標3『性別役割分業の壁をなくす』の「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない女性の割合は、86.5%と目標値の75.0%を上回っていますが、その他の成果指標については、目標値を下回っています。基準値に比べ、上昇している指標もありますが、基本目標4、基本目標7では、基準値を下回る指標が見られます。

基本目標		成果指標	基準値	実績値	目標値
			平成29 (2017)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
1 知る	個性を認め合い、人権が尊重されるまち	「市民一人ひとりを人権尊重するまちづくり」に満足している女性の割合	92.9%	94.0%	95.0%
2 働く	誰もが働きやすいまち	「現在の社会において女性が働きやすい」と思う女性の割合	34.9%	36.3%	50.0%
		「委員会等における女性委員」の割合	30.6%	31.5%	35.0%
3 家庭	性別役割分業の壁をなくす	「家庭で男女の地位が平等になっている」と思う女性の割合	59.6%	61.4%	65.0%
		「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない女性の割合	74.8%	86.5%	75.0%
4 地域	男女共同参画の視点によるコミュニティづくり	「自治会などの地域活動の場で男女の地位が平等になっている」と思う女性の割合	45.5%	42.7%	60.0%
5 健康	生涯を通じた男女の健康支援	子宮がん検診受診率	36.1%	42.0%	45.0%
		乳がん検診受診率	41.5%	43.7%	50.0%
6 DV	配偶者等に対するあらゆる暴力根絶	「身体的な暴力や言葉の暴力は許されない」と認識している市民の割合	新規	90.2%	100.0%
7 防災	平常時から男女共同参画の視点で「もしも」を考える	女性防災士の割合	24.8%	23.5%	40.0%
		女性自主防災会長の人数	2人	0人	10人

第4章 計画の基本的な方向性

1 基本理念

男女共同参画社会基本法では男女共同参画社会を実現するための5本の柱（基本理念）を掲げており、本計画においてもこの5本の柱を基本理念として基本目標の実現に向けて施策を推進します。

【基本理念】

（男女共同参画社会を実現するための5本の柱）

○男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとりの個人として能力を発揮できる機会を確保する必要があります。

○国際的協調

男女共同参画社会の実現に向けて、国際社会における動向を踏まえ、国際的な連携・協力のもと取り組む必要があります。

○社会における制度又は慣行についての配慮

性別による固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるように社会の制度や慣行のあり方を考える必要があります。

○家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が対等な家庭の構成員として互いに協力し社会の支援も受け子育てや介護など家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができるようにする必要があります。

○政策等の立案及び決定への協働参画

男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会を確保する必要があります。

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、7つの基本目標を設定し、男女共同参画社会形成のための総合的な施策を展開します。

◆基本目標1 個性を認め合い、人権が尊重されるまち

知る

多様性を学び、一人ひとりの意識の啓発を進めることにより、個性を尊重し認め合っていくことができるまちづくりを進めます。

◆基本目標2 誰もが働きやすいまち

働く

一人ひとりが家庭生活における役割を果たしつつ、職場においても男女が平等な立場で多様な働き方ができる働き方改革・意識改革を広げていくよう努めます。

◆基本目標3 性別役割分業の壁をなくす

家庭

男性の生活の比重は仕事にかかり、その一方で、家事や育児、介護などの大部分を女性が担っているのが現状です。一人ひとりの性別役割分業の意識を取り除き、男女が共に家事・育児・介護等に積極的にかかわれるまちづくりを目指します。

◆基本目標4 男女共同参画の視点によるコミュニティづくり

地域

地域に残る固定的な性別役割分担意識に基づく慣行やしきたりが見直され、地域づくりの場では女性も男性も平等に企画や方針決定に参画できるまちづくりを目指します。

◆基本目標5 生涯を通じた男女の健康支援

健康

男女が互いの身体的特徴や性についての理解を深め尊重しあうこと、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ※に基づき生涯にわたり自心身の健康について主体的に自己決定権を持ち管理する意識の醸成に努めます。

※リプロダクティブ・ヘルス／ライツ：性と生殖に関する健康と権利

◆基本目標6 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶

DV

配偶者等からの暴力を含め、あらゆる暴力は人権侵害であるという認識を持ち、暴力の根絶に取り組みます。

◆基本目標7 平常時から男女共同参画の視点で「もしも」を考える

防災

災害時の避難所におけるリーダーは男性に偏ることがなく女性もリーダーとして関わり、意見も反映されやすい、男女共同参画の視点を活かした避難所運営ができるよう平常時から対策に努めます。

3 計画の体系

〔基本理念〕

- ・ 男女の人権の尊重
- ・ 社会における制度又は慣行についての配慮
- ・ 政策等の立案及び決定への共同参画
- ・ 家庭生活における活動と他の活動の両立
- ・ 国際的協調

知る

【基本目標1】
個性を認め合い、人権が尊重されるまち

働く

【基本目標2】
誰もが働きやすいまち

家庭

【基本目標3】
性別役割分業の壁をなくす

地域

【基本目標4】
男女共同参画の視点によるコミュニティづくり

健康

【基本目標5】
生涯を通じた男女の健康支援

DV

【基本目標6】
配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶

防災

【基本目標7】
平常時から男女共同参画の視点で「もしも」を考える

- ※LGBTQIA+：LGBTに加え、“Q”=クィア、クエスチョニング（自らの性のあり方について、特定の枠に属さない人、わからない人）、“I”=インターセックス（身体的性が一般的に定められた男性・女性の間もしくはどちらとも一致しない状態の人）、“A”=アセクシュアル（どの性にも恋愛感情を抱かない人）、“+”には他の様々なセクシュアリティがあることを意味しており、性的少数者を表す総称のひとつ。
- ※ユニバーサルデザイン：障がいの有無、年齢、性別等にかかわらず誰もが利用しやすいように、あらかじめ都市や生活環境を計画する考え方。
- ※エンパワーメント：意思決定過程に参画し状況を変えていく力をもつこと。

施策の方向

- (1) 男女平等意識の醸成
- (2) 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進
- (3) 外国人在住者の人権の擁護
- (4) LGBTQIA+※への理解を深める 新
- (5) 性の商品化防止の意識啓発
- (6) ユニバーサルデザイン※に基づいたまちづくりの推進
- (7) SDGs への取組の推進 新
- (8) 困難な問題を抱える女性等への支援 新

- (1) 就労の場における男女平等の支援
- (2) ワーク・ライフ・バランスの推進
- (3) 家内就労者の条件の改善
- (4) 女性のエンパワーメント※の促進

- (1) 子育て支援の推進
- (2) 男性に向けた家事・育児への参画促進

- (1) 地域活動における男女共同参画の推進
- (2) 生涯福祉の推進

- (1) 総合的な健康づくりの推進
- (2) 人生100年時代を支える健康づくり生きがいづくりの推進 新

- (1) 暴力防止に関する情報提供・啓発・周知の推進
- (2) 相談体制の強化
- (3) 安全確保と自立支援の実施
- (4) 虐待防止対策の推進

- (1) 男女共同参画の視点にたった防災・防犯対策の推進

第5章 計画の内容

基本目標1 個性を認め合い、人権が尊重されるまち

[SDGs 関連指標]



(1) 男女平等意識の醸成

男女共同参画意識の醸成のため、広報紙や情報紙、男女共同参画推進委員の活動などにより、男女平等意識の高揚に向け施策を推進しています。

市民アンケート調査の「男は仕事、女は家庭という考え方について」では、『同感しない（あまり同感しない+同感しない）』割合は 81.9%となっています。

さくら市男女共同参画情報紙による、講演会や各種教室などの情報発信や、市の広報紙による積極的な情報の掲載を行うとともに、総合的な施策推進による、不平等感の解消を目指します。

施策	①男女共同参画を推進する啓発活動の充実
	②男性の男女共同参画への理解促進（講座・研修会等の開催）

(2) 男女共同参画の視点にたった教育・学習の推進

人権擁護委員による中学校への人権講話や市内小学校へ人権の花贈呈式、各学校・教科ごとに人権教育に関するねらいの位置づけや SDGs と関連付けた「ジェンダー平等」の推進を行っています。

一人ひとりが性別や年齢、国籍等にとらわれず、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画を実現するためには、子どもの頃からの男女共同参画の理解や意識を育てていくことが必要です。人権講和の実施校を増やし、継続した人権教育を行うなど、さらなる男女共同参画の視点にたった教育・学習を推進します。

施策	①幼児期からの子どもや家庭の男女共同参画の推進
	②男女共同参画の視点に立った学校教育の推進（人権教育、性教育の充実）

(3) 外国人在住者の人権の擁護

市民大学の「多文化共生サポーター養成講座」や外国人を対象とした日本語教室の実施、外国人向けの情報紙として「Sakura Utility Booklet」を発行しています。また、多国籍児童生徒への母語支援員の配置、人権ミニフェスタへの絵画展示の参加、教職員向けに日本語指導などの研修会の実施や外国語対応のDV相談窓口の案内を行っています。

外国人からの情報収集や必要なサポートの把握を行い、外国人に対する相談窓口の周知啓発や日本語指導についての啓発をするなど、関連する組織と連携して外国人支援の充実に努めます。

施策	①国際理解・国際交流事業の充実
	②外国人に対する情報提供の充実
	③DV や人権侵害に関する相談を外国語で対応

(4) LGBTQIA+への理解を深める

職員研修としてLGBTの理解促進を図る講座の実施や、とちぎパートナーシップ宣誓制度[※]への賛同等、LGBTQIA+への理解促進に努めています。

市民アンケートの「LGBTの正しい理解について」では、『理解している（理解している+どちらかといえば理解している）』割合が全体で68.8%となっています。さらなるLGBTQIA+への理解促進が必要と考えられます。

施策	①LGBTQIA+に関する正しい理解を深めるための啓発
----	-----------------------------

[※]とちぎパートナーシップ宣誓制度：人生のパートナーとして協力し合うことを宣誓した二人に対して、県が宣誓書受領カード等を交付する制度。

(5) 性の商品化防止の意識啓発

性の商品化や暴力表現が女性の人権侵害として問題視されています。本市では、性犯罪・性被害の相談窓口をチラシ配布やポスター掲示による周知を図ってきました。

若年者への効果的な周知方法の検討を進め、性犯罪や性被害の相談窓口等のさらなる周知を図ります。

施策	①性の商品化防止の意識啓発
----	---------------

(6) ユニバーサルデザインに基づいたまちづくりの推進

ユニバーサルデザインの考え方の普及が進んでいないことや既存施設の改修工事において、バリアフリー化をするためのスペース不足が問題となるケースが課題となっています。

「年齢や性別、身体的能力等の違いに関わらず、はじめから、できるかぎりすべての人が使いやすいように、製品や建物、空間をデザインする」というユニバーサルデザインの考え方について、市民及び事業者への普及に努めます。また、公共施設の改修や更新の際は、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた整備に努めます。

施策 ①ユニバーサルデザインの普及

(7) SDGs への取組の推進

SDGs は、貧困、平等、気候変動に対処しながら「誰一人取り残さない (leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指しています。本市についても、教育・学習において SDGs と関連付けジェンダー平等を図っています。

本計画の各施策が SDGs の 17 のゴールとどのような関係があるかを示すとともに、さらなる普及啓発を進めます。

施策 ①SDGs の普及啓発の推進

(8) 困難な問題を抱える女性等への支援

女性相談支援員を配置し、最も身近に相談できる支援者として、支援対象者に寄り添いながら、児童福祉、障害者福祉、生活困窮者支援等の実施機関と連携して、適切な支援を継続的に行います。

また、一時保護や女性自立支援施設の利用等に関して、施設や県との連絡調整を行うとともに、女性相談支援員の職務に必要な能力及び専門的知識の向上を図るため、研修や勉強会等への参加をサポートする体制を整備します。

困難な問題を抱える女性に対する訪問や巡回、居場所の提供、地域支援などの充実に向け、民間団体の持つネットワークや支援手法を最大限活用できるよう日頃から連絡調整を行い、連携体制を構築します。

施策 ①困難な問題を抱える女性等への支援

基本目標2 誰もが働きやすいまち

[SDGs 関連指標]



(1) 就労の場における男女平等の支援

市民アンケート調査の「現在の社会において女性が働きやすい状況にあるかについて」では『思う（思う+やや思う）』割合が41.4%となっています。男女の賃金格差、昇進・昇格の格差などの是正などについての理解を広め、労働者が性別により差別されることのない職場環境づくりを促進します。

また、障害福祉サービスによる就労移行支援等を充実すると共に、関係機関と連携し、障がい者の職業能力の向上や特別支援学校卒業後の就労等の推進に努めます。

さらに、ハラスメント研修の実施や障がい者雇用を進め、誰もが働きやすいまちの形成に努めます。

施策	①労働基準法や男女雇用機会均等法など法制度の遵守の啓発困難を抱える女性等への支援
	②職場における慣行を見直すための啓発活動の推進
	③障がいのある人の雇用促進
	④ハラスメント等防止の啓発

(2) ワーク・ライフ・バランスの推進

育児・介護のための両立支援ハンドブックを作成するなど、ワーク・ライフ・バランスを推進しています。

一人ひとりが家庭生活における役割を果たしつつ、職場においても男女が平等な立場で多様な働き方ができる働き方改革・意識改革を広げていくよう努めます。

施策	①職場への男女共同参画に関する資料の提供
	②テレワークの推進
	③女性の就労への理解に向けた啓発活動の推進
	④育児介護休業の普及啓発
	⑤労働時間の短縮やフレックス勤務制度についての調査・研究
	⑥企業内保育についての調査・研究

(3) 家内就労者の条件の改善

ふだん仕事として主に自営農業に従事している人のうち、約4割が女性となっており、重要な担い手となっています。農業分野では、消費者ニーズの多様化により食の安全が求められています。農山村地域社会の維持・振興には、農産物加工、販売等の起業活動などで活躍を広げる女性の参画が不可欠です。

農業従事者など、家族員間の平等な経営参画を促進するため、役割分担や就業条件を明確にした家族経営協定の締結を推進するとともに、女性の就労環境改善のための啓発活動を進めます。

施策	①農業、商工業等に従事する家内就労者の労働環境改善のための啓発活動を推進
	②農家における家族経営協定の締結・見直しの推進

(4) 女性のエンパワーメントの促進

介護認定審査会、選挙管理委員会委員及び補充員、農業委員・農地利用最適化推進委員、農業士会等への女性登用を推進しています。

また、生活研究グループ協議会では、リーダー育成研修会や女性と高齢者を対象とした就職支援を目的としたセミナー及び相談会、合同面接会を栃木県と共同で開催しています。

女性リーダーの育成や、審議会、委員会等への女性の参画を推進します。

施策	①女性リーダー育成
	②女子学生のキャリア教育（理系進路）
	③職業技術等を取得するための講座等の情報提供
	④再就職支援の推進
	⑤審議会、委員会等への女性の参画推進
	⑥方針決定への女性参画の促進 （各種団体等における女性役員の登用推進）

基本目標3 性別役割分業の壁をなくす

[SDGs 関連指標]



(1) 子育て支援の推進

地域子育て支援センターや児童センターにおける子育てに関する個別相談、「だっこ通信」などの発行による情報提供、共働き世帯の増加への対応として、待機児童防止のための受け皿整備、障がい児保育の充実や継続した保育サービスの提供など、子育て支援の充実を行います。

施策	①子育てに関する相談及び情報提供の充実
	②子育てサークルの支援やネットワークづくりの充実
	③ファミリーサポートの推進
	④親子ふれあい事業の推進
	⑤一時保育や病児保育などの保育サービスの充実
	⑥児童の放課後対策の充実

(2) 男性に向けた家事・育児への参加促進

育児・介護のための両立支援ハンドブックを作成・周知を行い、男性の家庭への参画を促進しています。また、市民大学での「男の料理教室」をはじめ、マタニティ個別レッスンなどを実施しています。

幅広い年代の男性の参加促進に努めると共に、一人ひとりの性別役割分業の意識を取り除き、夫婦間等におけるコミュニケーションの促進等を啓発することで、男女が共に家事・子育てに積極的に参画できるまちづくりを目指します。

施策	①性別役割分業をなくすための啓発活動 (男女共同参画情報紙らいくゆう～、ゆめ! さくら博等)
	②男性に向けた家事や育児への参加促進のための啓発
	③男性の育児・介護休業取得促進に向けた両立支援制度の推進

基本目標4 男女共同参画の視点によるコミュニティづくり

[SDGs 関連指標]



(1) 地域活動における男女共同参画の推進

男女共同参画の考え方があらゆる地域活動の基本要件となるよう基盤づくりを推進する必要があります。第4次さくら市男女共同参画の成果指標の進捗状況では、「自治会などの地域活動の場で男女の地位が平等になっている」と思う女性の割合が、基準値を下回っていました。地域活動における男女共同参画推進の普及・啓発活動が不足していたことが原因と思われます。地域に残る固定的な性別役割分業意識に基づく慣行やしきたりが見直され、地域づくりの場では女性も男性も平等に企画や方針決定に参画できるまちづくりを目指します。

施策	①女性の視点を生かした地域活動の充実
	②各種団体等の地域の女性役員の登用を推進

(2) 生涯福祉の推進

広報紙への掲載や研修、各イベント等への参加などによって普及啓発を行い、高齢者向けに訪問看護等の支援、生活困窮者向けに自立支援等を実施しています。

高齢者の活躍の場の充実、生活困窮者支援の充実に努めます。生活困窮世帯の学習支援については、高校進学後の支援や小学生高学年への対象拡大の検討を進めます。

施策	①高齢者の社会参加促進
	②在宅福祉サービスの充実
	③高齢者の健康づくり、生きがいづくり推進
	④ひとり暮らしの高齢者に対する支援
	⑤地域ぐるみの介護支援の充実
	⑥障がい者への理解と福祉の充実
	⑦ひとり親家庭への自立、経済的支援の促進
	⑧生活困窮者への自立支援と社会的孤立・連鎖防止対策の推進

基本目標5 生涯を通じた男女の健康支援

[SDGs 関連指標]



(1) 総合的な健康づくりの推進

産後うつ講座や各種スポーツ教室、心身の健康・栄養の相談を実施しています。また、集団検診の受診しやすい体制づくりのため、レディースデイを設けています。

関係機関と連携し、相談事業を周知するとともに、女性の心身の健康づくりの充実に努めます。各種スポーツ教室についてもニーズに合った内容の検討を行い、開催のための運営人員の確保に努めます。

施策	①リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方の周知
	②育児相談、栄養相談など母子保健の充実
	③妊娠、出産等に関わる学習機会の充実
	④総合健診事業の受診率向上
	⑤不妊治療に関する相談業務の充実
	⑥健康教室の開催など健康づくり推進
	⑦心身の健康相談の充実
	⑧各種スポーツ教室等の充実
	⑨健康に関する正しい知識・情報の提供

(2) 人生 100 年時代を支える健康づくり生きがいづくりの推進

総合的な健康づくりの推進及び、人生 100 年時代を見据えた健康や生きがいづくりの推進が求められています。

長い期間をより充実したものとするために運動習慣の定着や生活習慣病の予防推進、また、何歳になっても仕事や地域で活躍できるように、リスキリング[※]やリカレント教育[※]への取り組みが必要であると考えられます。

施策	①人生 100 年時代を支える健康づくりや生きがいづくりの推進
----	---------------------------------

※リスキリング：新しい職業に就くために、あるいは、今の職業で必要とされるスキルの大幅な変化に
適応するために、必要なスキルを獲得する／させること。

※リカレント教育：学校教育からいったん離れて社会に出た後も、それぞれの人の必要なタイミングで
再び教育を受け、仕事と教育を繰り返すこと。

基本目標6 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶

[SDGs 関連指標]



(1) 暴力防止に関する情報提供・啓発・周知の推進

本市では、令和4年度の配偶者からの暴力による相談件数は延べ158件となっています。

配偶者や交際相手などに対する暴力（DV）や、児童・高齢者・障がい者に対する虐待は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女が平等で互いの尊厳を重んじ対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものです。このため、暴力を容認しない地域社会を醸成するための啓発を強力に推進する必要があります。

施策	①DV 防止法や相談支援等についての情報提供の充実
	②DV、デートDVの根絶に向けた啓発活動

(2) 相談体制の強化

婦人相談の内容は、人間関係に関するものが多く、そのうち夫からの暴力が42%を占めています。若年世代から中年・高齢世代まで、相談者の年代は幅広い傾向にあります。ライフステージに合わせて、支援対象者に寄り添った相談支援を行うため、各関係機関や民間団体と連携し、アウトリーチやSNS等の活用による相談支援等に取り組みます。

支援対象者の安全にかかわる情報について適切に取扱い、関係機関と連携して包括的な支援を行います。

施策	①DV 防止法や相談支援等についての情報提供の充実
	②DV、デートDVの根絶に向けた啓発活動
	③全庁的な早期対応等の取組みの推進
	④地域の見守り、通報体制の強化

(3) 安全確保と自立支援の実施

適切な自立の促進のために母子生活支援施設等と連携し、退所後の継続的なフォローアップの実施等、県や関係機関の連携を核としつつ、民間団体等を含めた広範な連携体制を強化し、被害者保護から自立支援に至る各段階にわたって、被害者の置かれた状況などに応じた切れ目のない支援を行います。

施策	①被害者の相談や保護、支援等の対応マニュアルの整備
	②一時保護、シェルター入所者への情報提供
	③民間支援組織との連携強化
	④被害者や関わった子ども等の心身ケア体制の強化

(4) 虐待防止対策の推進

地域の見守りについて、民生委員・児童委員の円滑な活動のため、必要な知識を取得するための研修を行うなど、必要な情報提供を行い、連携して見守りを実施しています。また、関係機関と連携した、ケース会議やコア会議の開催のほか、家庭児童相談室運営事業や要保護児童地域対策協議会の運営、マイツリープログラム^{*}の紹介や児童家庭支援センターと連携して虐待者のペアレントトレーニングを実施しています。

市民に向けた虐待防止に関する周知広報を行い、虐待を早期発見できる環境を作り、見守りネットワークの充実を図ります。

また、虐待や家庭問題の身近な相談機関として、相談窓口のワンストップ化、周知啓発、SNS等を利用した相談しやすい体制づくりを進めます。

施策	①虐待防止等に関する法律や相談支援等についての情報提供の充実
	②地域ケア会議、要保護児童対策地域協議会、障がい者虐待防止センター等との連携強化
	③県等の関係機関との一体的な推進体制の確立
	④地域の見守り、通報体制の強化
	⑤加害者への防止教育、加害者更生プログラムの推進

^{*}マイツリープログラム：虐待をしてしまう親の回復プログラム

基本目標7 平常時から男女共同参画の視点で「もしも」を考える

[SDGs 関連指標]



(1) 男女共同参画の視点にたった防災・防犯対策の推進

避難行動支援プランによる緊急連絡先の把握、個別避難計画の策定を進め避難先や支援者等の確保及び災害時の相談体制の整備を進めています。男女共同参画の視点から考える防災講座や市民大学の防災リーダー育成講座、女性と子どもに寄り添った防災講座等を実施し防災への理解促進を図っています。防災会議へ女性の参画を促進し、女性消防団員による啓発動画の作成を行っています。避難所の災害時備品についても、内閣府のガイドラインに基づき多様な視点からの備えをしています。

災害時に性別等にかかわらず、避難所で一人ひとりの人権が守られ安心して生活することができるように、平常時から避難時の支援者の確保や自主防災組織の人員の確保に取り組んでいきます。

第4次さくら市男女共同参画の成果指標の進捗状況では、「女性防災士の割合、女性自主防災会長の人数」が基準値を下回っていました。女性防災士、女性の自治会長（＝女性自主防災会長）のなり手不足が原因と思われます。災害時の避難所におけるリーダーが男性に偏ることがなく女性の意見も反映される環境になるよう、女性防災士、女性自主防災会長の普及・啓発活動、また、性別に関わらず平常時から地域活動に参画しやすい仕組みづくりに取り組んでいきます。

施策	①女性や障がいのある人に配慮した防犯・防災対策の推進
	②消防団活動への女性参画の推進
	③自主防災組織に対する啓発
	④男女共同参画の視点を地域防災計画に反映
	⑤災害時の相談体制整備

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制・進行管理

(1) 推進体制の強化

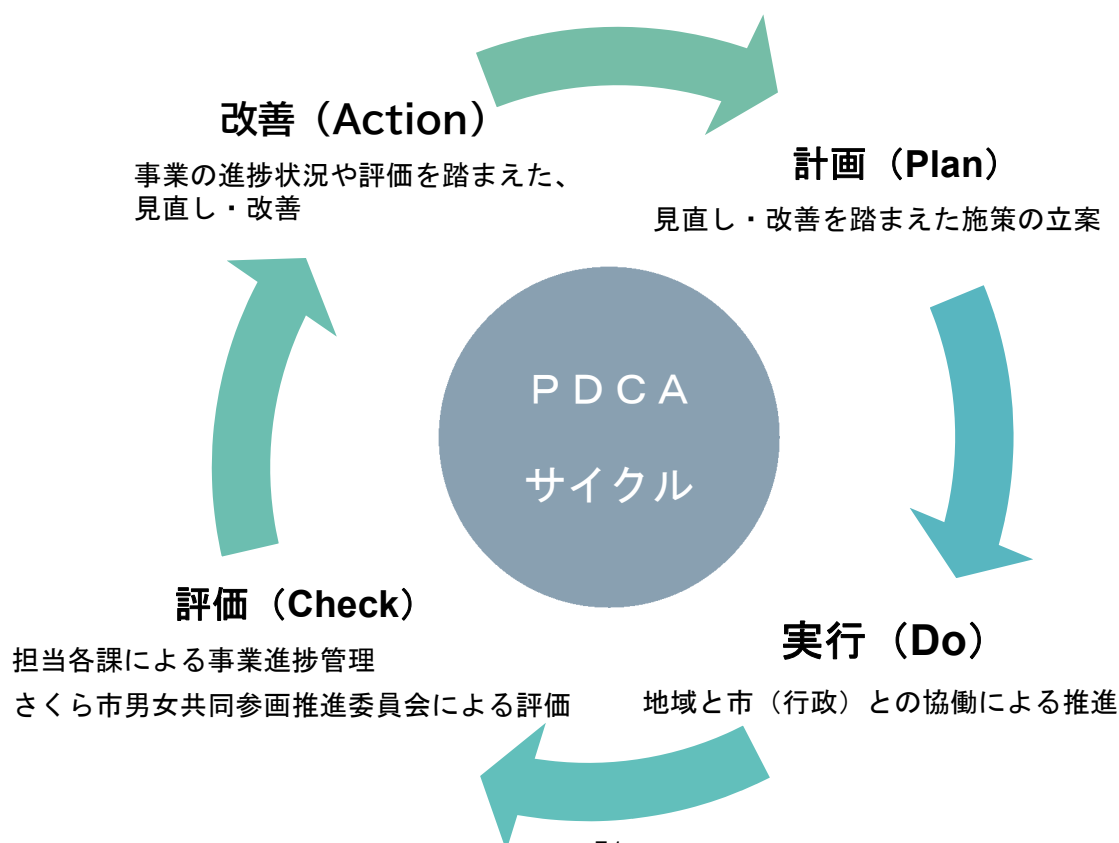
①市民・事業者・団体など、地域との協働による推進

市全体に男女共同参画社会への理解と意識の醸成を図るためには、幅広い分野にわたった市（行政）が推進する各施策について、全庁的な体制で男女共同参画社会の形成を目指すという共通認識を基に、横断的な取組みを進める必要があります。

また、こうした推進体制とともに、市（行政）や市民、企業、関係機関・団体などがこれまで以上に連携・協働を深め、地域における男女共同参画推進のネットワークをつくりながら、市民一人ひとりが個性と能力を生かし、あらゆる分野に参画できる社会の実現を目指すことが必要です。

②計画の推進体制

この計画の進行管理は、令和8年度（計画中間年度）における「担当各課による事業進捗管理」及び「さくら市男女共同参画推進委員会による評価」により行い、市民と市内担当各課の連携と整合のとれた施策の推進を図ります。



2 計画の管理指標

計画の進捗管理を行うため、以下の項目を管理指標として設定します。

基本目標		成果指標	基準値	目標値
			令和4 (2022)年度	令和10 (2028)年度
1 知る	個性を認め合い、人権が尊重されるまち	「市民一人ひとりを人権尊重するまちづくり」に満足している市民の割合	92.3%	95.0%
2 働く	誰もが働きやすいまち	「現在の社会において女性が働きやすい」と思う女性の割合	36.3%	50.0%
		「委員会等における女性委員」の割合	34.1%	40.0%
3 家庭	性別役割分業の壁をなくす	「家庭で男女の地位が平等になっている」と思う女性の割合	61.4%	65.0%
		「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない市民の割合	81.9%	90.0%
4 地域	男女共同参画の視点によるコミュニティづくり	「自治会などの地域活動の場で男女の地位が平等になっている」と思う女性の割合	42.7%	60.0%
5 健康	生涯を通じた男女の健康支援	子宮がん検診受診率	39.1%	45.0%
		乳がん検診受診率	43.0%	50.0%
6 DV	配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶	「身体的な暴力や言葉の暴力は許されない」と認識している市民の割合	90.2%	100.0%
7 防災	平常時から男女共同参画の視点で「もしも」を考える	女性防災士の割合	23.5%	40.0%
		女性自主防災会長の人数	0人	10人

資料編

1 「日光声明」

概要

日本で初めて G7 男女共同参画・女性活躍担当大臣会合が 6 月 24 日（土）から 25 日（日）にかけて栃木県日光市において開催されました。

担当大臣会合では、「コロナ禍の教訓を生かす」及び「女性の経済的自立」をテーマに、セッションが開催され、G7 各国及び EU の担当閣僚の間で議論が行われました。議論の成果は、共同声明（日光声明）として取りまとめられました。

共同声明（日光声明）のポイント

- ①新型コロナウイルス感染症の感染拡大が女性・女兒に不均衡な影響を及ぼしたとの認識に基づき、その背景にまで立ち返り、無償のケア・家事労働の女性への偏りといったジェンダー平等をめぐる構造的な課題や、ICT[※]の活用の進展など、コロナ禍がもたらしたポジティブな変化についても総括。
- ②女性の経済的自立について、その実現を阻む構造的な障壁を整理した上で、役員等への女性登用の拡大や、リスキリングや STEM 教育[※]を通じたデジタル分野などの成長産業への女性の労働移動の支援、さらに、女性起業家向けの支援といった取組の重要性を明記。
- ③ジェンダーに基づく暴力への対応について、女性に対する暴力・差別等が女性の経済的自立を阻む要因となっていること、また、ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶に向けて、近年深刻化しているオンライン上の暴力等についても対策を講じる必要があることを確認。
- ④様々な課題の解決に向け、ジェンダーや年齢、障害といった交差する様々な特性が複合的に絡み合っ、ジェンダー平等を阻む課題が深刻化するという「交差性」を十分に踏まえたアプローチが重要であることを確認。

出典：「共同参画」2023 年 8 月号

※ ICT：情報通信技術（Information and Communication Technology）の略で通信技術を活用したコミュニケーションのこと。

※ STEM 教育：科学（Science）・技術（Technology）・工学（Engineering）・数学（Mathematics）を横断的に学ぶことで、問題発見能力や問題解決能力を養う教育のこと。

内閣府による翻訳の全文

ジェンダー平等と全ての女性と女児のエンパワーメントに関する G7 ジェンダー平等大臣共同声明「日光声明」
2023年6月25日

我々、G7 ジェンダー平等大臣は、ジェンダー平等と全ての女性と女児のエンパワーメントに対する我々のコミットメントを再確認し強化するため、日本の栃木県日光市に集まった。

ジェンダー平等は、人権の基本であり、平和で豊かで持続可能な世界のために必要な基盤である。あらゆる多様性を持つ女性と女児の安全と社会のあらゆる分野における完全、平等かつ意義ある参加、全ての人権の完全かつ平等な享受を達成することは、社会の活力と結束、民主的安定に寄与する。

G7 は、ジェンダー平等を実現し、あらゆる多様性を持つ女性と女児、そして LGBTQIA+の人々の社会のあらゆる分野における完全、平等かつ意義ある参加を確保することに努めてきた。また、G7 は、多様性、人権及び尊厳が、尊重、推進そして保護され、全ての人々が、ジェンダー、性別、年齢、民族、障害、性的指向、ジェンダーアイデンティティ、性表現などの交差する特性に関わらず、あらゆる形態の暴力や差別から解放された活力ある生活を享受できる社会の実現を目指してきた。

しかし、2023 年現在、完全なジェンダー平等を実現した国はない。さらに、戦争や紛争、気候変動や生物多様性の喪失、民主主義制度の弱体化、グローバルな不平等の拡大、新型コロナウイルス感染症の長期的な健康・経済・社会面での影響など、近年の複合的な危機により、ジェンダー平等社会の実現に向けた課題はより一層困難さを増している。

女性と女児の権利と生活は、世界中で脅威にさらされている。新型コロナウイルス感染症のパンデミックなどの危機は、あらゆる多様性を持つ女性と女児に不均衡な悪影響を及ぼした。ウクライナでは、現在も続いているロシアの違法な侵略戦争により、紛争に関連した性的・ジェンダーに基づく暴力が急増した。イランでは、女性と女児に対する人権侵害が増加している。アフガニスタンでは、タリバーンが女性と女児を公的生活から排除している。スーダンでは、医療施設の破壊や紛争に関連した性的暴力の増加が報告されており、女性と女児に長く続く影響を与えることになるだろう。LGBTQIA+の人々の権利と安全は、多くの国々で脅威にさらされている。さらに、テクノロジーによって促進されるジェンダーに基づく暴力は、多くの女性と女児、そして LGBTQIA+の人々の安全と幸福を脅かし続けている。世界中で、ジェンダー平等と全ての女性と女児のエンパワーメントに対するバックラッシュの潮流が高まっている。

このような状況の中、議長国の日本は、2023 年の G7 のアジェンダにおいてジェンダー平等を高く位置付けている。サミットや大臣会合で行われた議論では、ジェンダー平等とあらゆる多様性を持つ女性と女児のエンパワーメントに向けた進展を加速させるため、交差性を持つジェンダーの視点が取り入れられてきている。

G7 男女共同参画・女性活躍担当大臣会合は、我々のジェンダー主流化の取組の中核として位置付けられるものである。この会合において、我々、G7 ジェンダー平等大臣は、W7 及び GEAC の代表とともに、ジェンダー平等と全ての女性と女児のエンパワーメントについて、分野横断的に議論した。我々は、完全なジェンダー平等と全ての女性と女児のさらなるエンパワーメントに向けた努力を加速させるというコミットメントを再確認した。

新型コロナウイルス感染症パンデミックからの教訓

新型コロナウイルス感染症のパンデミックは、社会のあらゆる分野に大きな影響を及ぼしたが、その影響はジェンダーにより異なっていた。多くの分野で女性と女兒、LGBTQIA+の人々に不均衡な悪影響を及ぼし、既存のジェンダー不平等を悪化させた。特に、ジェンダー、性別、年齢、民族、障害、性的指向、ジェンダーアイデンティティ、性表現などの交差する特性により疎外されてきた人々は、深刻な影響を受けた。パンデミックの発生から3年以上が経過し、その影響を振り返り、対応と成果を見直す時期に来ている。ジェンダー平等をさらに推進し、全ての女性と女兒をエンパワーするために、我々は経験から学ばなければならない。

パンデミックは、女性の雇用と仕事に大きな影響を与えた。サービス業やケア・健康などの分野の女性が深刻な影響を受けた。学校や保育施設、長期介護サービスの運営に支障をきたし、通常、無償のケア・家事労働の主な責任を担っている多くの女性が、子供や他の家族の世話をするために、労働市場から退出したり、労働時間を短縮したりすることになった。パンデミックは、有償・無償を問わず、ケアワークが我々の社会と経済が機能するために不可欠な役割を果たすと同時に、その不均等な分配がジェンダー不平等の主要な原因であることを浮き彫りにした。

パンデミックの間、様々な種類や形態のジェンダーに基づく暴力がますます深刻化した。女性の経済的安定と自立に対する脅威の高まりや外出の制限などの障壁により、サバイバーや被害者が暴力を報告することがより難しくなった。さらに、オンライン上のジェンダーに基づく暴力や、あらゆる多様性を持つ女性と女兒、LGBTQIA+の人々に対するヘイトスピーチは、世界的に悪化した。人工知能などの新しいテクノロジーの普及と悪用によって、ますます激化していることに留意する必要がある。

さらに、パンデミックは、全ての女性と女兒が生活のあらゆる分野に完全、平等、かつ有意義に参加し、その権利を行使することを可能にする包括的な性と生殖に関する健康と権利（SRHR）に関するサービス、製品、情報へのアクセスを含む、良質、安全かつ包括的な教育と健康サービスへのアクセスをさらに制限した。

しかし、パンデミックはいくつかの分野で発展や進歩をもたらした。例えば、テレワークがより普及した。その弊害を抑える努力は必要だが、テレワークは通勤時間の短縮や男性の無償のケア・家事労働への参加拡大により、ジェンダーに関わらずワークライフバランスを実現する機会を提供する可能性を持っている。また、情報通信技術を利用して遠隔地から医療サービスを提供する「遠隔医療（テレヘルス）」が普及したが、アクセスが限られた人々の医療へのアクセスを拡大する可能性を持っている。

パンデミックの経験から、役員や管理職のジェンダーバランスを含め、多様な人材が働く組織は危機に対してより強靱であること、そして、職場の多様性が企業の成長にとって重要な要素であることが明らかになった。同様に、我々は、若い女性や障害を持つ女性など、多様な背景を持つ人々の視点を、政策立案プロセスや公的生活に取り入れることの重要性を認識する。対応策は、最も影響を受ける人々に対して交差的なアプローチを採用すると、最も効果的なものとなる。我々は、あらゆる多様性を持つ女性と女兒の多様なニーズに対応した重点的な施策を発展させるためにジェンダー別のデータ収集を強化していく。

我々の社会はパンデミックによって大きな打撃を受け、我々のジェンダー平等社会への取組も大きく後退した。我々は皆、パンデミックにより多大な犠牲を被った。だからこそ、我々はここから得た教訓をさらなる飛躍のために生かすことが必要である。

ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントの推進

経済的エンパワーメントの推進

パンデミックの間、女性の経済的自立を確保することの難しさとともに女性の経済的安定とジェンダーに基づく暴力の関連性がはっきりと明らかになった。全ての女性と女児の経済的安定は、その権利を完全に享受するための前提条件である。また、全ての女性を経済的にエンパワーし、仕事の世界におけるジェンダー格差を解消することは、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」を達成するための鍵でもある。全ての女性の労働市場と経済への完全、平等かつ意義ある参加を達成することは、あらゆる場所において喫緊の課題である。特に、少子化や生産年齢人口の減少に悩む国々では、全ての女性の完全、平等かつ意義ある参加は、社会の活力を維持する上でとりわけ重要な役割を担っている。

しかし、女性の経済的エンパワーメントには多くの構造的障壁が残っていること、女性の所得を低く抑えている要因は多岐にわたり、かつ、絡み合っていることを強調しなければならない。役員や管理職における女性の代表性の低さ、部門や職業による分離、無償のケア・家事労働の不平等な分配、あらゆる多様性を持つ女性に不利に働く人事・賃金制度などである。長年にわたる男女間賃金格差は、こうした構造的要因の複合的な産物であり、賃金格差を是正するためには包括的なアプローチが必要である。

役員及び管理職における女性の代表性は、拡大されるとともに、支援される必要がある。女性のリーダーシップのパイプラインを確立し改善するとともに、企業に女性の参加とリーダーシップの向上を奨励する措置を講じるべきである。柔軟な働き方や、パートタイムで役員や管理職として働く選択肢を促進することで、これらの役職に占める女性の割合を増やすことに貢献できる。給与の公平性と透明性に関する政策は、同一労働同一賃金または同一価値労働同一賃金を支援するための有効な解決策となり得る。

部門・職業分離については、女性が多く、かつ過小評価されている職業を正当に評価し公正に処遇することに加え、成長分野や伝統的に報酬の高い分野への女性の労働移動を促進することが重要である。女性の労働移動を促進するためには、教育や、アップスキリングやリスキリングを含むスキル習得の機会へのアクセスを改善する必要がある。社会経済が急速に変化しているため、女性が特定の産業でキャリアアップしたり、デジタル分野や気候分野などの成長分野に参入したりすることができるよう、スキルや能力を開発・向上させる機会を増やす必要がある。ジェンダーに関わらず、誰もが平等にデジタルの発展の恩恵を受けることができるよう、デジタル・ジェンダー格差を是正するための努力が必要であることに留意する必要がある。我々は、デジタル政策や新たな技術を設計・開発・導入するプロセスにおいてジェンダーの視点を取り入れるとともに、デジタル技術のあらゆる側面におけるガバナンスと意思決定において、女性が完全、平等かつ意義ある参加者となることを確保するよう努力すべきである。我々は、ジェンダーに基づく固定観念・偏見を取り除き、STEM 分野における職業への一層の理解とアクセスを促進することで、あらゆる多様性を持つ女性と女児が STEM 分野での職業を検討することができるよう働きかけることにコミットする。

起業や個人事業に従事する女性の数は増えている。こうした働き方は、より伝統的な職場よりも柔軟な労働環境を提供することができる。女性の起業家精神の向上は、現代の緊急課題に対する革新的な解決策に貢献するものである。我々は、全ての女性と女児が起業家としてのリーダーシップに挑戦し成功するようエンパワーする女性の起業家精神に関する G7 原則を再確認する。あらゆる多様性を持つ女性が自らの事業を起し、成長させることを支援するため、知識、教育、訓練、ネットワーク、資本へのアクセスを大幅に改善する必要がある。

あらゆる多様性を持つ女性の仕事と雇用における安全・安心は、機会への平等なアクセスを確保するために不可欠である。我々は、職場におけるジェンダーに基づく暴力やハラスメントを防止し対応する施策を推進し、職場における差別を永続させる家父長的構造に対処することにコミットする。

無報酬のケア・家事労働の認識・削減・再分配とケアワーカーの支援

女性が不均衡に担っている無償のケア・家事労働は、あらゆる多様性を持つ女性が社会のあらゆる分野に、完全、平等、かつ有意義に参加するための大きな障害であり、フルタイムで働く能力や指導的地位に就く能力を損ない、女性の経済的エンパワーメントに悪影響を与える。仕事と家族・親の責任をよりジェンダーに平等に分担するよう支援することは、より柔軟な労働時間の実現と所得におけるジェンダー格差の是正に貢献し得る。

無償のケア・家事

労働の認識・削減・再分配は、あらゆる多様性を持つ女性の経済的エンパワーメント、意思決定プロセスへの参加拡大、そして経済的安定と自立の強化に不可欠である。

我々は、子育てや高齢者・障害者のケアなど、無償のケア・家事労働の認識・削減・再分配が、社会全体で取り組むべき課題であることを認めなければならない。そのため、良質かつ安価なケアサービスへのアクセスを確保することで、家族や親に対する公的支援を強化するとともに、ジェンダーに関わらず従業員のワークライフバランスを確保するための勤務制度の導入・改善を企業に促す必要がある。

また、ケアの仕事には低賃金と厳しい労働条件、そして女性の割合が多いという特徴があることに留意し、ケアワーカーに公平な報酬を確保することが必要である。また、ケアワーカーは社会的対話と団体交渉に代表者として含まれる必要がある。

テクノロジーとイノベーション、特にデジタル分野のテクノロジーとイノベーションは、重要な役割を果たす。テクノロジーの活用は、労働生産性を高め、労働量を軽減する可能性がある。テレワークはそうしたテクノロジーの一例である。しかし、テクノロジーが害をもたらし、ジェンダー不平等を永続させるために使用される可能性があることに注意する必要がある。我々は、テクノロジーの適切な使用と発展に十分な注意を払うとともに、テクノロジーによって促進されるジェンダーに基づく暴力のリスクを最小限に抑えることによって、台頭するテクノロジーが誰にとっても有益であるように、また、ジェンダー平等に向けた我々の努力を損なうことがないように努力しなければならない。

さらに、無償のケア・家事労働を認識・削減・再分配するためには、あらゆる多様性を持つ男性と男児を含む全ての人のコミットメントが必要である。我々は、柔軟な労働時間・休暇制度を改善し、男性によるそれらの利用を可能にし、促進することに取り組む必要がある。また、あらゆる多様性を持つ男性と男児が無償のケア・家事労働にさらに参加できるよう、ジェンダーに基づく役割・固定観念・偏見を打破するための施策が必要である。

性的・ジェンダーに基づく暴力への対応

ジェンダーに基づく暴力は、個人の安全・安心を脅かし、尊厳を傷つけ、自由と自己決定権を奪う。権利を完全かつ平等に享受し、その可能性と機会を最大限に追求できるためには、全ての人は、暴力の恐怖から解放され、安全・安心に暮らすことができる必要がある。我々は、いかなる形態の性的・ジェンダーに基づく暴力も容認しない。

あらゆる形態のジェンダーに基づく暴力をなくすため、暴力の予防、サバイバーと被害者の支援と保護、司法へのアクセスと加害者の責任の確保に焦点を当てた、切れ目がなく、かつ分野横断的なシステムを確立しなければならない。トラウマに配慮したサバイバー・被害者中心のアプローチに基づく、関係機関・団体間の効果的な協力が不可欠である。中長期的な計画に基づき、心身の健康ケア、司法制度へのアクセス、住居支援など、サバイバー・被害

者をワンストップで支援するシステムが緊急に必要とされている。また、地域やコミュニティに根ざした組織、司法制度、法執行機関などの関連する主体や専門家の能力を、ジェンダーに対応し、かつ、サバイバー・被害者中心の観点から、開発・強化する必要がある。

オンライン上の暴力、ハラスメント、偽情報、女性差別者によるヘイトスピーチは、ここ数年激化している。サバイバー、被害者、サバイバーや被害者を支援する主体に対する報復や繰り返される被害は、特に重大かつ深刻なものとなっている。ジャーナリスト、人権擁護者、政治家、アドボケーターを含む、公的生活におけるあらゆる多様性を持つ女性と女兒は、人工知能などの情報通信技術（ICT）やデジタル機器の使用によって助長されるジェンダーに基づく暴力である、「テクノロジーに助長されるジェンダーに基づく暴力」（TFGBV）を経験するリスクが高まっている。これらのテクノロジーの使用率が高いため、思春期の世代や若者も、テクノロジーに助長されるジェンダーに基づく暴力を経験するリスクが高くなっている。オンライン上のジェンダーに基づく暴力に対処するためには、法律に違反する内容を報告・削除する効果的なプロセスを確立し、適切な場合にはプラットフォーム企業を含む加害者に責任を負わせるなどの対策を検討する必要がある。あらゆる多様性を持つ女性と女兒の孤独や孤立に注意を払い、対策を講じることも必要である。

我々は、ジェンダー平等に対する組織的なバックラッシュと、あらゆる多様性を持つ女性と女兒、そしてLGBTQIA+の人々の権利の後退に対する懸念を繰り返し表明する。固定観念や偏見に対処・排除し、ジェンダーに基づく暴力を存続させる社会の態度や行動を積極的に変えていくことによって、バックラッシュや後退と戦うことへのコミットメントを表明する。

性と生殖に関する健康と権利の推進

我々は、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメント、身体の自律、そして性的指向とジェンダーアイデンティティを含む多様性の支援において、包括的な性と生殖に関する健康と権利（SRHR）が不可欠で社会を変革させる役割を果たすことを認識する。我々は、安全かつ合法的な中絶及び中絶後のケアへのアクセスに取り組むことを含め、全ての人のための包括的なSRHRの実現に向けた我々の完全なコミットメントを再確認する。我々は、妊産婦と子供の死亡を減らし、有害な慣行を排除することへのコミットメントを強調する。

意思決定における女性の代表性を高める

あらゆるレベルの意思決定における女性の完全、平等かつ意義ある参加は、人権の問題であるとともに、より良い経済・社会・政治の結果に寄与することで、全ての人に恩恵をもたらすものでもある。より公平、包摂的かつ強靱な社会を構築するためには、社会のあらゆる分野における全ての女性の参加とリーダーシップを高める必要がある。

安全は、女性の完全、平等かつ意義ある参加のための前提条件である。女性やLGBTQIA+の活動家、政治家、人権擁護者、フェミニストや女性の権利のための主体や組織に対する攻撃の増加は、民主主義のプロセスに悪影響を与え、制度の正統性を損なう。

我々は、「女性・平和・安全保障（WPS）」アジェンダに対する我々が共有する確固たるコミットメントと、その平和、安全保障、防災（DRR）の達成への貢献を改めて表明する。我々は、女性が安全で、生活のあらゆる分野に完全、平等、かつ有意義に参加することができるということは、同時に我々全員がより安全・安心で、より良い生活を享受することができることでありと認識する。安全保障上の課題の予防と解決、暴力的過激主義やテロリズムへの対抗、強靱なコミュニティの構築に女性や女性団体が貢献しているにも関わらず、紛争の予防と平和・安全保障の構築を目的とした意思決定機関やプロセスに、女性は常に十分には参加できていない。女性は変革の担い手である。あらゆるレベルにおける意思決定の役割への女性の完全、平等かつ意義ある参加を増やすことは、政府の正統性や、紛争や自然災害を効果的に管理する能力を高め、強靱な民主主義をもたらすことになる。我々は、あらゆる多様性を持つ女性の危機管理、紛争予防・解決、平和構築における完全、平等かつ意義ある参加とリーダーシップを引き続き促進する。

社会の意識を変える

ジェンダーに基づく固定観念・偏見や差別的で有害な社会制度・慣習は、相互に強化・再生産し合う。我々は、全ての女性と女児の安全と、完全、平等かつ意義ある参加を促進するために、社会規範を変え、差別的な社会慣習をなくすよう努めなければならない。ジェンダー不平等を永続させる有害な固定観念や偏見に挑戦するためには、ジェンダーに関わらず全ての人がジェンダー平等を推進し、ジェンダーに基づく暴力に対処し、阻止することに関与することが求められる。我々は、全ての男性と男児を味方、変革の担い手、共同受益者として関与させる努力する。これらの取組には、健全な態度と行動を促進し、全ての男性と男児が、有毒な男らしさなど、有害なジェンダーに基づく固定観念・偏見から自由になり、ジェンダー不平等を永続させる規範、態度、行動に挑戦し、変えるとともに、ジェンダーに基づく暴力を理解し行動を起こすよう促すことが含まれる。

G7のジェンダー平等へのコミットメントを促進する

ジェンダー平等は、政府の取組だけでは達成できない。ジェンダー平等と全ての女性と女児のエンパワーメントを進めるためには、我々の強い政治的コミットメントが、市民社会、学術界、民間・公的部門など全てのステークホルダーとの確固たる建設的な協力、そして効果的な実施メカニズムと連動することが必要である。この点で、G7は大きな前進を遂げてきた。

G7 ジェンダー大臣会合は、2017年から開催されており、ジェンダー平等を分野横断的に議論する場となっている。G7 ジェンダー大臣会合は、G7のジェンダー平等へのコミットメントと理解を再確認する場であり、その実施に向けた相互理解を形成する貴重な機会となっている。

2018年に第1回サミットを開催したWomen7（W7）は、世界中の多様な女性と女児の声をG7に届けてきた。我々は、今年のW7の平等で公正かつ平和な未来に向けた提言を歓迎する。さらに、2018年に設立されたジェンダー平等アドバイザー評議会（GEAC）は、メンバーの卓越した知見を活かし、ジェンダー平等とジェンダーに基づく分析がG7プロセスの全ての成果物に組み込まれるように各国首脳や大臣を支援することで、多大な貢献をしている。我々は、今年のGEACの包摂的で平和で公正な社会に向けた見識ある活動を歓迎する。

さらに、G7のコミットメントの進捗を説明する枠組みが開発されつつある。ジェンダー・ギャップに関するG7ダッシュボードは、OECDの協力の下、2022年に初めて公表され、2023年に更新された。ダッシュボード*は、ジェンダー平等の実現に向けたG7のコミットメントの現状と進捗の理解に貢献するとともに、相互学習のための媒体にもなっている。我々は、過去のG7のコミットメントの進捗を説明することを目的とした

最初の実施報告書を今年発行するために努力を重ね、それがモニタリングと説明責任のもう一つの強力なツールを提供することを期待している。

我々は、重点的な対策を開発し、あらゆる多様性を持つ女性と女児の多様なニーズを支援するために必要となる、ジェンダーと他の交差する特性によって細分化されたデータ収集を強化することを通じて、引き続き、これらのメカニズムを改善し、活用する。そして、我々は、我々の取組を進めるため、関連するステークホルダーや市民社会のパートナーとの協力をさらに発展させる。

進むべき道

我々、G7 ジェンダー平等大臣は、危機的状況下にいる女性と女児の権利の後退に強い懸念を表明するとともに、世界中の女性と女児の人権と基本的自由に対するあらゆる侵害を強く非難する。我々は、紛争状況における性的暴力の使用を非難し、そのような行為が人道に対する犯罪や戦争犯罪になり得ることを強調する。我々は、ロシアのウクライナに対する侵略戦争を最も強い言葉で非難し、ロシアがウクライナの領土から直ちに撤退することを強く求める。我々は、ウクライナとウクライナ国民、特に、あらゆる多様性を持つ女性と女児とともにある。我々は、ウクライナ当局との緊密な協力の下、ウクライナにおけるジェンダーに対応した復興計画を求める。

我々は、完全なジェンダー平等を達成するために努力するとともに、ジェンダー、性別、年齢、民族、障害、性的指向、ジェンダーアイデンティティ、性表現など交差する特性を考慮しながら、あらゆる多様性を持つ女性と女児をさらにエンパワーすることにコミットする。我々は、全ての女性、女児、LGBTQIA+の人々の人権と尊厳が完全に尊重され、促進され、保護される社会の実現に向けた努力を継続する。我々は、ジェンダー平等に対するバックラッシュ*と戦うことにコミットする。

※ ダッシュボード：教育、雇用・社会保障起業、リーダーシップ、健康・福祉、開発協力基金の分野から12の指標を選定し、G7+EUの国内/域内ジェンダー平等の進捗を図表化したもの。

※ バックラッシュ：ある流れに対する反動。観念や思想に対する否定的な反応のこと。

2 第5次さくら市男女共同参画計画策定経過

年 月	内 容	備 考
R5.5.9	男女共同参画推進委員会（第1回）	
R5.7.4	男女共同参画推進委員会（第2回）	
R5.8.22	男女共同参画推進委員会（第3回）	骨子案の協議
R5.9.22	男女共同参画推進委員会（第4回）	
R5.10.21	男女共同参画推進委員会（第5回）	ゆめ！さくら博2023にて意識調査
R5.11.14	男女共同参画推進委員会（第6回）	
R5.12.6	男女共同参画推進委員会（第7回）	市長・副市長との意見交換会
R5.12.11	庁議付議	
R6.1.18	市議会議員全員協議会報告	
R6.1.23	男女共同参画推進委員会（第8回）	
R6.2月中	パブリックコメント	
R6.3.6	男女共同参画推進委員会（第9回）	

3 さくら市男女共同参画計画策定委員名簿

氏 名	備 考
福 田 敦 子	(H23～)、県男女共同参画地域推進員 (H27～)
大 森 陽 子	(氏家町から、H17～初代)、県男女共同参画地域推進員
澤 村 まつ子	(H23～)、県男女共同参画地域推進員 (H24～)
渡 邊 能 辰	(H19～24、H27～)、県男女共同参画地域推進員 (H25～)
上 野 幸 子	(H29～)、H29まで生涯学習課指導員
磯 部 里 恵	(H29～)
大 橋 克 世	(H30.11～)
鈴 木 知 恵	(R3.4～)
米 山 百 桃 誉	(R3.4～)
小 鍋 貴 子	(R3.4～)
渡 邊 文 香	(R3.4～)
森 谷 景 子	(R4.9～)

第5次さくら市男女共同参画計画

令和6年3月発行

発行 さくら市

編集 さくら市総合政策課

〒329-1392

栃木県さくら市氏家 2771

TEL : 028-681-1113



さくら市
SAKURA CITY

